

特定地域型保育事業指導検査基準
(令和6年7月29日適用)

【小規模保育事業 A・B 型、C 型および事業所内保育事業編】

練馬区福祉部指導検査担当課

指導検査基準中の「評価区分」

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>児童福祉法、子ども・子育て支援法等に違反する場合（軽微な違反の場合は除く。）は、原則として「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>児童福祉法、子ども・子育て支援法等以外の関係法令またはその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合または正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、福祉関係法令および福祉関係通達等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令および通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>

運 營 編

目

- 1 児童の入所状況
 - (1) 定員の遵守・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 連携施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 認可内容の変更（建物設備を除く。）・・・・・・ 2
- 2 基本方針および組織
 - (1) 福祉サービスの基本的理念・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 児童の人権擁護、虐待の禁止および防止・・・・・・ 2
 - (3) 個人情報保護、秘密保持・・・・・・・・・・ 3
 - (4) 苦情解決・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (5) サービスの質の評価・・・・・・・・・・ 4
 - (6) 地域との連携等・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (7) 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (8) 事業報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (9) 運営規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (10) 重要事項の掲示・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (11) 分掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (12) 業務日誌（園日誌）・・・・・・・・・・ 5
 - (13) 職員会議・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (14) 備えるべき帳簿・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 就業規則等の整備
 - (1) 就業規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 給与規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (3) 育児休業規程等・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (4) 旅費・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (5) 労使協定等・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (6) 周知等の措置・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 職員の状況
 - (1) 職員配置・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (2) 職員配置基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
 - (3) 社会福祉施設等併設の場合・・・・・・・・・・ 13
 - (4) 職員の資格保有・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (5) 採用、退職・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (6) 関係帳簿の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5 勤務状況
 - (1) 勤務体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 均等な待遇の確保・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備・・・・・・ 15
 - (4) 勤務状況の帳簿の整備・・・・・・・・・・ 15

次

- 6 職員給与等の状況
 - (1) 本俸・諸手当・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 社会保険・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (3) 賃金台帳・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7 健康管理
 - (1) 安全衛生管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 健康診断・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 8 職員研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 9 施設長・管理者の責務・・・・・・・・・・ 17
- 10 建物設備等の管理
 - (1) 建物設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (2) 設備の基準・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (3) 衛生管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 11 災害対策の状況
 - (1) 管理体制(防火管理者)・・・・・・・・・・ 21
 - (2) 防火対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (3) 消防計画等・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
 - (4) 消防署の立入検査・・・・・・・・・・ 22
 - (5) 防災訓練等・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
 - (6) 災害発生時への備え・・・・・・・・・・ 22
 - (7) 保安設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
 - (8) 安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 12 利用手続等
 - (1) 内容および手続の説明および同意・・・・・・ 24
 - (2) 保育契約手続等・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (3) あっせん等に対する協力・・・・・・・・・・ 24
 - (4) 教育・保育給付認定の申請に係る援助・・・・・・ 25
 - (5) 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知・・・・ 25
 - (6) 情報提供および虚偽・誇大広告の禁止・・・・・・ 25
 - (7) 利益供与等の禁止・・・・・・・・・・ 25
 - (8) 記録および書類の整備・・・・・・・・・・ 25
- 13 その他
 - (1) 事業者の要件・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
 - (2) 保育に係る意見聴取・・・・・・・・・・ 26
 - (3) 書類の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (4) 支援体制（小規模C型に限る。）・・・・・・ 26
- 14 電磁的記録等・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

[凡例]

以下の関係法令等を略称してつぎのように表記する。

No.	関係法令等	略称
1	昭和22年法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
2	昭和23年厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」	児童福祉法施行規則
3	平成26年10月練馬区条例第44号「練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例」	家庭的保育事業等基準条例
4	平成26年10月練馬区条例第45号「練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	特定教育・保育施設等基準条例
5	平成25年10月18日25練教こ保第1820号「練馬区小規模保育事業実施要綱」	A・B型実施要綱
6	平成25年3月29日24練教こ保第3204号「練馬区小規模保育事業C型実施要綱」	C型実施要綱
7	平成27年3月25日26練教こ保第3265号「練馬区事業所内保育事業実施要綱」	事業所内保育事業実施要綱
8	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
9	昭和26年法律第45号「社会福祉法」	社会福祉法
10	平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」	児発第575号通知
11	平成14年3月19日13福総監第917号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて（指針）」	13福総監第917号
12	平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」	雇児発第488号通知
13	昭和22年法律第49号「労働基準法」	労働基準法
14	昭和22年厚生省令第23号「労働基準法施行規則」	労働基準法施行規則
15	平成5年法律第76号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」	パートタイム・有期雇用労働法
16	平成3年法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」	育児・介護休業法
17	平成3年労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」	育児・介護休業法施行規則
18	平成3年12月20日基発第712号通知「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」	基発第712号通知
19	平成28年8月2日雇児発0802第3号「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」	雇児発0802第3号
20	昭和47年法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」	均等法

21	昭和61年労働省令第2号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律施行規則」	均等法施行規則
22	昭和41年法律第132号「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」	労働施策総合推進法
23	昭和47年法律第57号「労働安全衛生法」	労働安全衛生法
24	昭和47年労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
25	昭和22年法律第50号「労働者災害補償保険法」	労働者災害補償保険法
26	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号
27	平成8年7月19日社援施第116号通知「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」	社援施第116号通知
28	昭和23年法律第186号「消防法」	消防法
29	昭和36年政令第37号「消防法施行令」	消防法施行令
30	昭和36年自治省令第6号「消防法施行規則」	消防法施行規則
31	平成12年東京都条例第202号「東京都震災対策条例」	東京都震災対策条例
32	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示」	消防庁告示第2号
33	昭和55年1月16日社施第5号通知「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」	社施第5号通知
34	昭和48年4月13日社施第59号通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」	社施第59号通知
35	昭和62年9月18日社施第107号通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」	社施第107号通知
36	昭和58年12月17日社施第121号通知「社会福祉施設における防災対策の強化について」	社施第121号通知
37	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
38	平成28年9月9日雇児総発0909第2号通知「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」	雇児総発0909第2号通知
39	平成28年9月15日雇児総発0915第1号通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」	雇児総発0915第1号通知
40	昭和24年法律第193号「水防法」	水防法
41	平成12年法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」	土砂災害防止法
42	平成14年法律第103号「健康増進法」	健康増進法
43	平成15年厚生労働省令第86号「健康増進法施行規則」	健康増進法施行規則
44	令和5年5月19日こ成保38「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
45	昭和35年法律第105号「道路交通法」	道路交通法
46	昭和35年総理府令第60号「道路交通法施行規則」	道路交通法施行規則

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価																										
1 児童の入所状況 (1) 定員の遵守	<p>1 利用定員 特定地域型保育事業の利用定員は以下の数とする。</p> <p>(1) 小規模保育事業A・B型 6人以上19人以下 (2) 小規模保育事業C型 6人以上10人以下 (3) 事業所内保育事業保育所型 20人以上 (4) 事業所内保育事業小規模型 19人以下</p> <p>【小規模A・B型のみ】 事業所は、利用定員の範囲内で受け入れることを基本とする。ただし、家庭的保育事業等基準条例に定める面積および職員配置基準を下回らない範囲内で、利用定員を超えて22人までの児童の保育を実施することができる。 なお、連続する過去の5年度間常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の利用定員の総和で除したものをいう。）が120パーセント以上のときは、利用定員の見直しを行うこと。</p> <p>2 利用定員の区分 利用定員を区分ごとに定めるものとする。 また、事業所内保育事業所は、以下の表に定める利用定員の区分に応じた定員枠（地域枠定員）を設けなくてはならない。</p> <table border="1" data-bbox="436 874 884 1361"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児 または幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1人以上5人以下</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6人以上7人以下</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8人以上10人以下</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11人以上15人以下</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16人以上20人以下</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21人以上25人以下</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26人以上30人以下</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31人以上40人以下</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41人以上50人以下</td><td>12人</td></tr> <tr><td>51人以上60人以下</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61人以上70人以下</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員数	その他の乳児 または幼児の数	1人以上5人以下	1人	6人以上7人以下	2人	8人以上10人以下	3人	11人以上15人以下	4人	16人以上20人以下	5人	21人以上25人以下	6人	26人以上30人以下	7人	31人以上40人以下	10人	41人以上50人以下	12人	51人以上60人以下	15人	61人以上70人以下	20人	71人以上	20人	<p>1 利用定員は遵守されているか。</p> <p>1 区分ごとに利用定員を定めているか。</p> <p>2 事業所内保育事業所は定員枠を設けているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第35条 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第37条第1項、第48条 (3) A・B型実施要綱第3条第2項</p> <p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第37条第2項 (1) 家庭的保育事業等基準条例第42条</p>	<p>(1) 利用定員が超過している。</p> <p>(1) 区分ごとの利用定員が定められていない。 (1) 定員枠を設けていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p>
利用定員数	その他の乳児 または幼児の数																														
1人以上5人以下	1人																														
6人以上7人以下	2人																														
8人以上10人以下	3人																														
11人以上15人以下	4人																														
16人以上20人以下	5人																														
21人以上25人以下	6人																														
26人以上30人以下	7人																														
31人以上40人以下	10人																														
41人以上50人以下	12人																														
51人以上60人以下	15人																														
61人以上70人以下	20人																														
71人以上	20人																														

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 連携施設	<p>1 特定地域型保育事業者（以下「事業者」という。）は、適正かつ確実に保育が実施されるよう、連携協力を行う施設を確保しなければならない。</p> <p>〔連携内容〕</p> <p>(1) 集団保育の体験、相談・助言その他の保育内容に関する支援</p> <p>(2) 代替保育の提供</p> <p>※定員枠20人以上の事業所内保育事業所は1)2)は適用外</p> <p>※条例施行日より10年の経過措置あり。</p> <p>2 事業者は、保育提供の終了に当たって、連携施設または他の施設等において、継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、密接な連携に努めなければならない。</p>	<p>1 連携施設を確保しているか。</p> <p>2 連携内容は適切か。</p> <p>1 児童に関する情報提供等、受入れ施設との密接な連携に努めているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第6条、第45条、付則第4項</p> <p>(2) 特定教育・保育施設等基準条例第42条第1項、第3項、付則第5項</p> <p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第42条第9項</p>	<p>(1) 連携施設を確保していない。</p> <p>(2) 連携内容が不十分である。</p> <p>(1) 受入れ施設との密接な連携に努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(3) 認可内容の変更（建物設備を除く。）	<p>施設の設置認可事項について変更が生じた時は、変更届を提出することが必要である。</p> <p><主な変更届出事項></p> <p>(1) 施設の名称および所在地（住所表示）</p> <p>(2) 設置者の名称、代表者および住所</p> <p>(3) 定員または年齢区分</p> <p>(4) 施設長</p> <p>(5) 調理業務（業務委託、外部搬入）</p>	<p>1 認可内容の変更を届け出ているか。</p>	<p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項</p>	<p>(1) 認可内容の変更を届け出していない。</p>	<p>C</p>
2 基本方針および組織					
(1) 福祉サービスの基本的理念	<p>1 児童の国籍、信条、社会的身分または利用に要する費用負担の有無によって差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>なお、宗教上の行為、祝典、儀式または行事への参加を強制したりすることは、厳に慎まなければならない。また、職員に対し、国籍、信条または社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 児童の意思および人格を尊重し、常に児童の立場に立って保育サービスを提供するよう努めなければならない。</p>	<p>1 国籍、社会的身分等により差別的取扱いをしたり、信条等を強制したりしていないか。</p> <p>1 児童の立場に立った保育サービスを提供するよう努めているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第24条</p> <p>(2) 家庭的保育事業等基準条例第11条</p> <p>(3) 労働基準法第3条</p> <p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第3条第2項</p> <p>(2) 家庭的保育事業等基準条例第5条第1項</p> <p>(3) 社会福祉法第3条、第5条</p>	<p>(1) 国籍、社会的身分等により差別的取扱いをしたり、信条等を強制したりしている。</p> <p>(2) 一部不適切な行為がある。</p> <p>(1) 児童の立場に立った保育サービスの提供に努めていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
(2) 児童の人権擁護、虐待の禁止および防止	<p>1 職員は、児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>2 児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（参考）保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月 こども家庭庁）</p>	<p>1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p> <p>1 児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備しているか。研修等の措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第25条</p> <p>(2) 家庭的保育事業等基準条例第12条</p> <p>(3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第3条</p> <p>(4) 保育所保育指針第1章1(5)</p> <p>(5) 令和5年3月27日子発0327第5号「保育士による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針について」</p> <p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第3条第4項</p>	<p>(1) 児童の心身に有害な影響を与える行為がある。</p> <p>(1) 必要な体制を整備していない。</p> <p>(2) 体制の整備が不十分である。</p> <p>(3) 研修等の措置を講ずるよう努めていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 個人情報保護、秘密保持	1 職員および管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た児童またはその家族の秘密を漏らしてはならない。 事業者は、職員および管理者であった者が、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じなければならない。 <必要な措置（例）> ・規程等の整備 ・雇用時の取決め 等	1 事業者は秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第27条第1項、第2項 (2) 家庭的保育事業等基準条例第20条 (3) A・B型実施要綱第13条 (4) C型実施要綱第15条 (5) 事業所内保育事業実施要綱第12条	(1) 必要な措置を講じていない。 (2) 必要な措置が不十分である。	C B
	2 事業者は、その事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合、個人情報保護の重要性に鑑み、その取扱いに適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努める必要がある。保有する個人情報については、つぎのように取り扱うこと。 ① 利用目的をできる限り特定すること。 ② 個人情報を取得した場合、速やかに本人に利用目的を通知または公表すること。 ③ 個人情報を適正に取得し、またその内容を正確に保つこと。 ④ 個人情報漏えいの防止および漏えい時の報告連絡体制等、安全管理措置を講じること。 ⑤ 法令に基づく場合等を除き、個人情報を第三者に提供する際は、あらかじめ本人の同意を得ること。 ⑥ 例外規定に該当する場合を除き、本人から個人情報の開示を求められた場合は開示すること。	1 個人情報保護に関して、法律等に基づいて適切な措置を講じているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第27条第3項 (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第17条～第40条 (3) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編） (4) 保育所保育指針第1章1(5)ウ、第4章1(2)イ	(1) 適切な措置を講じていない。	B
	3 事業者は、小学校その他の機関に児童に関する情報を提供する場合、あらかじめ文書により、保護者の同意を得ておかななければならない。 この文書による同意については、あらかじめ保護者の承諾があれば、当該文書による同意に代えて、電子情報処理組織（提供者の使用に係る電子計算機（コンピューター等）と保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線（インターネット等）で接続したもの）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により得ることができる。 この場合において、提供者は、当該文書による同意を得たものとみなす。 <例> ・入所時の保護者の同意書 等	1 小学校その他の機関に児童に関する情報を提供する場合、あらかじめ文書または電磁的方法により、保護者の同意を得ているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第27条第3項 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第53条第6項	(1) 文書または電磁的方法による保護者の同意を得ていない。	B
	4 個人情報の管理に当たっては、個人情報を施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管および管理をしなければならない。	1 個人情報を適正に管理しているか。	(1) A・B型実施要綱第13条第3項 (2) C型実施要綱第15条第3項 (3) 事業所内保育事業実施要綱第12条第3項	(1) 個人情報の管理が適正でない。	B
	5 個人情報に関して業務上の事故が発生し、もしくは発生のおそれがあるとき、または違反事項があるときは、速やかに区に通知するとともに書面で報告しなければならない。	1 区に通知および報告をしているか。	(1) A・B型実施要綱第13条第4項 (2) C型実施要綱第15条第4項 (3) 事業所内保育事業実施要綱第12条第4項	(1) 区に通知および報告をしていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 苦情解決	<p>1 事業者は、児童または保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決の体制や手順等、苦情解決の仕組みを作り、広報誌、ホームページ等により利用者等に周知し、児童の権利の擁護と、福祉サービスの適切な利用を支援していくとともに、ルールに沿った解決を進めることで、事業者の信頼や適正性の確保を図っていかねばならない。</p> <p>なお、苦情解決に客観性を確保し、児童または保護者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため第三者委員を設置すること。第三者委員は、中立・公正性の確保のため複数選任が望ましい。</p> <p>2 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。苦情に関して区が行う対応について、協力するよう努めなければならない。</p> <p>3 区が行う報告もしくは帳簿書類その他の物件の提出もしくは提示の命令または質問もしくは施設の設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、および苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行わなければならない。また、区からの求めがあった場合には、改善の内容を区に報告しなければならない。</p>	<p>1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。</p> <p>2 施設内への掲示、文書の配布等により、苦情解決の仕組みが利用者等に周知されているか。</p> <p>1 苦情を受け付けた場合、苦情の内容等が記録されているか。</p> <p>2 苦情に関して区が行う対応について、協力するよう努めているか。</p> <p>1 区からの質問や検査等に応じ、調査に協力しているか。また、区からの指導または助言に対して改善が図られているか。改善の内容を区に報告しているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第21条第1項</p> <p>(2) 特定教育・保育施設等基準条例第30条第1項</p> <p>(3) 児発第575号通知</p> <p>(4) 社会福祉法第32条</p> <p>(5) 13福総監第917号</p> <p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第30条第2項、第3項</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第21条第2項</p> <p>(2) 特定教育・保育施設等基準条例第30条第4項、第5項</p>	<p>(1) 苦情解決責任者・受付担当者を設置していない。</p> <p>(2) 苦情への対応が不十分である。</p> <p>(3) 苦情解決の仕組みを整備していない。</p> <p>(4) 第三者委員を設置していない。</p> <p>(5) 苦情解決の仕組みを利用者に周知していない。</p> <p>(6) 利用者への周知が不十分である。</p> <p>(1) 記録がない。</p> <p>(2) 記録が不十分である。</p> <p>(1) 協力するよう努めていない。</p> <p>(1) 協力、対応等が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>
(5) サービスの質の評価	<p>事業者は、自らその提供する保育の質を評価し、常に改善を図らなければならない。</p> <p>事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p>	<p>1 保育の計画や保育の記録を通じて、自己評価を行っているか。第三者評価の受審等、サービスの質の向上のための取組をしているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第5条第3項、第4項</p> <p>(2) 特定教育・保育施設等基準条例第45条</p> <p>(3) 社会福祉法第78条</p>	<p>(1) サービス評価等、サービスの質の向上のための取組を行っていない。</p> <p>(2) 取組が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(6) 地域との連携等	<p>事業者は、運営に当たっては、地域住民や地域の活動等との連携および協力を行う等の、地域との交流に努めなければならない。また、保護者および地域社会に対し、運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。</p>	<p>1 地域との交流および連携を図り、保護者および地域社会に対して事業の説明に努めているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第5条第2項</p> <p>(2) 特定教育・保育施設等基準条例第31条</p>	<p>(1) 地域との交流に努めていない。</p> <p>(2) 保護者および地域社会に対して事業の説明に努めていない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
(7) 事業計画	<p>1 事業計画は単なる理念やスローガンのものではなく、法人および施設が当該年度に実施する基本的な事項を具体化するものでなければならない。また、計画を実施するためには、内容を職員が十分に理解している必要がある。事業計画の作成に当たって職員と十分に討議し、決定後はよく周知することが求められる。</p> <p>2 事業計画の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営の基本方針（サービス内容、行事、健康管理等） ・組織管理（職員構成、職務分担、職員研修等） ・安全管理、防火管理 <p>3 立案の方法・内容</p> <p>事業計画は前年度事業の反省および職員の意見等を反映した上で立案することが必要である。</p> <p>なお、予算、保育所保育指針に基づく全体的な計画等との関連が十分であることが求められる。</p>	<p>1 事業計画を適切に作成しているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第49条</p> <p>(2) 家庭的保育事業等基準条例第19条</p>	<p>(1) 事業計画を作成していない。</p> <p>(2) 内容、決定の方法等が不適切である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 事業報告	<p>1 事業報告書は当該年度の事業計画に基づき実施した事業の総括であり、各事務所に備えておくこと。 なお、社会福祉法人が設置する事業所においては、定款の規定により作成の上、社会福祉法第45条の27第2項の定めにより、毎会計年度終了後3か月以内に作成し、各事業所に備えておく必要がある。</p> <p>2 事業報告の内容 ・運営の基本方針（サービス内容、行事、健康管理等） ・組織管理（職員構成、職務分担、職員研修等） ・安全管理、防火管理</p> <p>3 立案の方法・内容 事業報告の作成に当たっては、事業計画に沿い、事業の総括を行った上で作成することが必要である。</p>	1 事業報告書を適切に作成しているか。	(1) 社会福祉法第45条の27第2項 (2) 社会福祉法第45条の28第3項 (3) 社会福祉法第45条の32 (4) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (5) 特定教育・保育施設等基準条例第49条	(1) 事業報告書を作成していない。 (2) 内容、決定の方法等が不適切である。	C B
(9) 運営規程	<p>事業者は、つぎに掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 なお、全部または一部について、別途規定している場合、重ねて規定する必要はなく、別途定めている旨の規定を示せば足りる。</p> <p>(1) 事業の目的および運営の方針 (2) 提供する特定地域型保育の内容 (3) 職員の職種、員数および職務の内容 (4) 特定地域型保育の提供を行う日および時間ならびに提供を行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由およびその額 (6) 乳児および幼児の区分ごとの利用定員 (7) 利用の開始および終了に関する事項ならびに利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待防止のための措置に関する事項 (11) 前各号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の運営に関する重要事項</p>	1 運営規程を適切に定めているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第18条 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第46条	(1) 運営規程を定めていない。 (2) 内容が不十分である。	C B
(10) 重要事項の掲示	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の施設の利用に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。	1 施設内の適切な場所に掲示があるか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第23条	(1) 掲示がない。 (2) 内容が不十分である。	C B
(11) 分掌事務	職員の分掌事務を明確にすることは、適切に職務を遂行し、かつ、責任の所在を明らかにする観点から必要なことである。	1 各職員の職務分掌は明確になっているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第49条 (2) 家庭的保育事業等基準条例第19条	(1) 職務分掌が明確でない。	B
(12) 業務日誌（園日誌）	<p>施設の状況を的確に把握するため、業務（園）日誌は施設の日常業務を一覧できる内容である必要がある。 施設長等が日々の施設運営上重要と認められることを記録する。 <記録内容の例> 職員および児童の出欠状況、園行事、会議、出張、来訪者等</p>	1 業務（園）日誌を適切に作成・保管しているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第12条、第49条	(1) 業務（園）日誌が未作成である。 (2) 記録、保管が不十分である。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(13) 職員会議	<p>施設運営の良否は、施設長の意思決定とリーダーシップによることが大であるが、全職員が一体となって運営に協力してはじめてサービスの向上を図ることができる。そこで施設長は職員を招集して、施設の運営方針およびその内容等を十分協議し、共通理解を図る必要がある。</p> <p>職員会議の実施内容は、全体職員会議、保育カリキュラム会議、給食（献立）会議、事務連絡会議等多様である。職員会議の開催時間は、基本的には、施設側の判断に委ねられる。</p> <p>記録は、日時、場所、出席者、欠席者、会議内容等を記録する。</p>	<p>1 職員会議の開催方法等は適切か。</p> <p>2 会議録を作成しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(5)イ</p> <p>(2) 特定教育・保育施設等基準条例第49条</p> <p>(3) 家庭的保育事業等基準条例第19条</p>	<p>(1) 職員会議の参加者等が不適切である。</p> <p>(2) 単なる情報伝達の場となっており、職員の意見が出やすいような配慮をしていない。</p> <p>(3) 欠席者等へ周知していない。</p> <p>(1) 会議録を作成していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(14) 備えるべき帳簿	<p>事業所には、職員および児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。</p>	<p>1 備えるべき帳簿は整備されているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第19条</p>	<p>(1) 整備されていない。</p> <p>(2) 整備が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
3 就業規則等の整備					
(1) 就業規則	<p>1 就業規則は当該施設職員の労働条件を具体的に定めたものであり、職員の給与とともに、職員処遇の中心をなすものである。施設の円滑かつ適正な運営を期す上からも、これらを踏まえた職員処遇が適正に行われていることが必要である。</p> <p>2 非常勤職員就業規則 事業主は、短時間労働者について、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働者保護法令を遵守する必要がある。</p> <p>3 職員10人以上の施設にあっては就業規則の作成と労働基準監督署への届出が義務付けられており、変更届についても同様である。 職員10人未満の施設については、作成の義務はないが、労働条件の明示の観点から作成することが望ましい。</p> <p>4 就業規則に記載すべき事項 (1) 絶対的の必要記載事項（就業規則に必ず記載しなければならない事項） ① 労働時間に関する事項…始業および終業の時刻、休憩時間、休日、休暇（産休、育児休業、介護休業、子の看護休暇を含む。）ならびに交替制の場合は就業時転換 ② 賃金に関する事項…賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切りおよび支払の時期ならびに昇給 ③ 退職に関する事項…退職の条件および方法ならびに解雇の条件および方法</p>	<p>1 就業規則を整備しているか。</p> <p>1 非常勤職員就業規則を整備しているか（就業規則において非常勤職員に関する事項を定めていない場合）。</p> <p>1 労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>1 就業規則の内容は適正か。また、就業規則の内容と現状に差異はないか。 ・有給休暇の付与日数や取得に関する管理は適切か。 ・勤務時間および休憩時間は法定時間を遵守しているか。 ・65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を定めているか（平成25年4月1日施行）。</p>	<p>(1) 労働基準法第32条～第41条、第89条、第90条</p> <p>(1) パートタイム・有期雇用労働法第7条 (2) 平成19年10月1日厚生労働省告示第326号「事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針」</p> <p>(1) 労働基準法第39条、第90条第2項</p> <p>(1) 労働基準法第32条～41条、第89条、第90条 (2) 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第9条</p>	<p>(1) 就業規則を整備していない。</p> <p>(1) 非常勤職員就業規則を整備していない。</p> <p>(1) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 絶対的の必要記載事項を規定していない。</p> <p>(2) 就業規則の内容が不適正である。</p> <p>(3) 就業規則と現状に差異がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(2) 相対的的必要記載事項（当該事業所に適用されるべき一定の「定めをする場合」には、就業規則に必ず記載しなければならない事項）</p> <p>① 退職手当に関する事項・適用される労働者の範囲、手当の決定、計算および支払の方法ならびに手当の支払時期</p> <p>② 臨時の賃金および最低賃金額に関する事項</p> <p>③ 労働者に負担させる食費、作業用品その他に関する事項</p> <p>④ 安全および衛生に関する事項</p> <p>⑤ 職業訓練に関する事項</p> <p>⑥ 災害補償および業務外の傷病扶助に関する事項</p> <p>⑦ 表彰および制裁に関する事項・種類および程度</p> <p>⑧ 上記以外の当該事業所の労働者の全てに適用される事項</p> <p>なお、「定めをする場合」とは、新たに規程を設ける場合のみに止まらず、「不文の慣行または内規がある場合」も該当する。したがって、「定めをする場合」に該当する事項がある場合には、必ず成文化する必要があり、その範囲では絶対的的必要記載事項と同じ扱いとする。</p>			<p>(1) 相対的的必要記載事項を規定していない。</p> <p>(2) 就業規則の内容が不適正である。</p> <p>(3) 就業規則と現状に差異がある。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(2) 給与規程	<p>1 給与規程は、就業規則の一部であるから、作成、改正、届出等についても就業規則と一体のものであるが職員の給与が職員の処遇上極めて重要であることから適正に整備されていることが必須である。</p> <p>2 職員の給与の支給については、労働基準法（差別的扱いの禁止、男女同一、賃金支払方法、非常時払い、時間外勤務手当等）および最低賃金法で定める事項の外は、当該法人における労働契約、就業規則、労働協約が尊重される。</p> <p>3 給与および諸手当の支給基準が明確であり、また、基準に従って支給すること。</p>	<p>1 給与規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。</p> <p>1 給与規程の内容は適正であるか。また、規程と実態に差異はないか。</p> <p>1 給与および諸手当等の支給基準が明確になっているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第39条、第90条</p> <p>(1) 労働基準法第3条、第4条、第24条～第28条、第37条、第39条</p> <p>(1) 労働基準法第15条、第39条 (2) 雇児発第488号通知5(3)オ</p>	<p>(1) 給与規程を整備していない。</p> <p>(2) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 給与規程の内容が不適正である。</p> <p>(2) 給与規程と実態に差異がある。</p> <p>(1) 給与および諸手当の支給基準が明確でない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(3) 育児休業規程等	<p>1 育児休業</p> <p>(1) 育児休業とは、1歳（一定の条件下で2歳）に満たない子を養育する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま、労働者の労務提供義務が消滅することをいう。ただし、つぎの労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は、事業主は申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から1年以内（1歳6か月および2歳まで育児休業する場合には6か月以内）に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合 <p>※ 両親ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの1年間以内の休業が可能。</p> <p>育児休業は、就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則においてつぎの事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・育児休業の取得に必要な手続 ・育児休業期間 	<p>1 育児休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。（就業規則において育児休業に関する事項を定めていない場合）</p>	<p>(1) 労働基準法第39条、第90条</p> <p>(2) 基発第712号通知</p> <p>(3) 育児・介護休業法第5条～第10条、第16の8、第17条、第19条、第21条、第21条の2、第23条、第24条</p> <p>(4) 育児・介護休業法施行規則第8条、第21条の2～第22条の2</p> <p>(5) 雇児発0802第3号</p>	<p>(1) 育児休業に関する規程を整備していない。</p> <p>(2) 育児休業に関する規程の内容に不備がある。</p> <p>(3) 労働基準監督署に届け出していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>※ 出生時育児休業（産後パパ育休） 養育する子について、休業を申し出ることにより、子の出生後、8週間以内に4週間以内の期間を定めてする休業。 ただし、つぎの労働者について育児休業をすることができないとの労使協定がある場合は、事業主は申出を拒むことができる。 ・申出があった日から8週間以内に雇用関係が終了することが明らかな場合 ・1週間の所定労働日数が2日以下の場合</p> <p>(2) 雇用環境の整備および雇用管理等に関する措置 事業主は、育児休業申出等が円滑に行われるようにするため、つぎの各号のいずれかの措置を講じなければならない。 ① その雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施 ② 育児休業に関する相談体制の整備 ③ その他厚生労働省令で定める育児休業に係る雇用環境の整備に関する措置</p> <p>(3) 妊娠または出産等についての申出があった場合は、育児休業に関する制度その他の厚生労働省令で定める事項を知らせるとともに意向確認のための面談等の措置を講じなければならない。 <周知事項> ① 育児休業・産後パパ育休に関する制度 ② 育児休業・産後パパ育休の申出先 ③ 育児休業給付に関すること ④ 労働者が育児休業・産後パパ育休機関について負担すべき社会保険料の取扱い <周知・意向確認の方法> ①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等のいずれか また、育児休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。 加えて、その雇用する労働者のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づく育児に関する目的のために利用することができる休暇を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(4) 育児休業の取得の状況の公表 常時雇用する労働者の数が千人を超える事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならない。</p>	<p>2 雇用環境の整備および雇用管理等に関する措置をしているか。</p> <p>3 育児休業および勤務時間の短縮等の措置を職員に周知しているか。</p> <p>4 毎年少なくとも一回、その雇用する労働者の育児休業の取得の状況として厚生労働省令で定めるものを公表しているか。</p>	<p>(1) 育児・介護休業法第22条 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の2</p> <p>(1) 育児・介護休業法第21条第1項、第2項 (2) 育児・介護休業法施行規則第69条の3、第69条の4</p> <p>(1) 育児・介護休業法第22条の2 (2) 育児・介護休業法施行規則第71条の3、第71条の4</p>	<p>(1) 育児休業に関する研修等の措置がされていない。</p> <p>(1) 職員に周知していない。または不十分である。</p> <p>(1) 労働者の育児休業の取得の状況を公表していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 介護休業 介護休業とは、要介護状態にある対象家族を介護する労働者が休業を申し出ることにより労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいう。対象家族1人につき通算93日まで3回を上限として分割して取得することができる。ただし、つぎの労働者について介護休業をすることができないとの労使協定がある場合は事業主は、申出を拒むことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用された期間が1年に満たない場合 ・申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員 ・1週間の所定労働日数が2日以下の従業員 <p>介護休業は就業規則の記載事項である「休暇」に含まれることから、就業規則においてつぎの事項を定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護休業の対象となる労働者の範囲等の付与要件 ・介護休業の取得に必要な手続 ・介護休業期間 <p>また、介護休業期間中の待遇、休業後の賃金、配置その他の労働条件に関する事項をあらかじめ定めるとともに、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>3 労働時間の制限等 (1) 勤務時間の短縮等の措置 ① 3歳に満たない子を養育する労働者であって育児休業をしていないものについては、事業主は、労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするため、労働者の申出に基づき、1日の所定労働時間を6時間とする短時間勤務制度が義務付けられる。 なお、労使協定により適用除外とした場合、以下の代替措置を講じなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業の制度に準ずる措置 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰上げ、繰下げ ・託児施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与 <p>② 要介護状態にある対象家族を介護する労働者については、事業主は、労働者が就業しつつ要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするため、つぎのいずれかの方法を講じる必要がある。介護休業とは別に利用開始から3年の間で2回以上の利用が可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短時間勤務制度 ・フレックスタイム制 ・始業・終業時間の繰上げ、繰下げ ・介護サービスを利用する場合の費用の助成その他これに準ずる制度 <p>(2) 時間外労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求があったときまたは要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するための請求があったときは、制限時間を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。(制限時間1月24時間、1年150時間)</p>	<p>1 介護休業に関する規程を整備し、労働基準監督署に届け出ているか。(就業規則において介護休業に関する事項を定めていない場合)</p> <p>1 育児・介護休業および勤務時間の短縮等の措置を適切に講じているか。</p>	<p>(1) 労働基準法第89条、第90条 (2) 育児・介護休業法第11条～第16条、第18条、第20条、第23条 (3) 雇児発0802第3号</p> <p>(1) 育児・介護休業法第16条の8～第20条の2、第23条、第24条</p>	<p>(1) 介護休業に関する規程を整備していない。 (2) 介護休業に関する規程の内容に不備がある。 (3) 労働基準監督署に届け出していない。</p> <p>(1) 育児・介護休業および勤務時間の短縮等の措置を講じていない。</p> <p>(2) 時間外労働の制限について、適切に実施していない。</p>	<p>B B B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>(3) 深夜労働の制限 小学校就学前の子を養育する者から、当該子を養育するために請求した場合または要介護状態にある対象家族を介護する労働者から、当該対象家族を介護するために請求があったときは、午後10時から午前5時までの間において労働させてはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。</p>			(3) 深夜労働の制限について、適切に実施していない。	B
	<p>4 子の看護休暇 小学校就学前の子を養育する労働者は、申し出ることにより、病気・けがをした子の看護のほか予防接種、健康診断を受けさせるために、労働者1人につき1年度において5日（子が2人以上の場合、10日）、休暇を取得することができる。 看護休暇は1日単位または時間単位で取得することができる。</p>	1 子の看護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の2～第16条の4	(1) 子の看護休暇制度について、適切に実施していない。	B
	<p>5 介護休暇 要介護状態にある対象家族の介護、世話をする労働者は、事業主に申し出ることにより、1年度において5日まで（その介護、世話をする対象家族が2人以上の場合、10日）介護のために休暇を取得することができる。 介護休暇は1日単位または時間単位で取得することができる。</p>	1 介護休暇制度について、適切に実施しているか。	(1) 育児・介護休業法第16条の5～第16条の7	(1) 介護休暇制度について、適切に実施していない。	B
	<p>6 労働者の配置に関する配慮 事業主は、労働者を転勤させようとする場合には、子の養育または家族の介護の状況に配慮しなければならない。</p>	1 労働者の配置について、配慮しているか。	(1) 育児・介護休業法第26条	(1) 労働者の配置について、配慮していない。	B
(4) 旅費	<p>職員が業務または研修のため出張する場合は、その旅費（実費および手当）を支給するものとする。旅費、日当の支払、宿泊費の定額払いを行う場合は根拠となる規程が必要である。</p>	1 旅費に関する規程を整備しているか、また、規程と実態に差異はないか。（実費以外を支給している場合）。	(1) 労働基準法第89条、第90条	(1) 旅費に関する規程を整備していない。 (2) 旅費に関する規程が内容不備または規程内容と実態に差異がある。	B B
(5) 労使協定等	<p>1 36協定 時間外および休日に労働させる場合は協定を締結する必要がある。締結に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合の代表者、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と使用者との間で書面による協定を結び、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、届出の様式は労働基準監督署の窓口に備えられており、有効期間は1年が一般的である。また、協定は労働基準法の適用単位である事業場ごとに締結しなければならない。</p>	1 36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか（時間外および休日に労働させる場合）。	(1) 労働基準法第36条	(1) 36協定を締結していない。 (2) 労働基準監督署に届け出していない。 (3) 協定内容と現状に差異がある。	B B B
	<p>2 24協定 賃金から給食費や親睦会費など、法令で定められている税金、社会保険料等以外の経費を控除する場合は、36協定と同様の手続をもって「賃金控除協定」を締結する必要がある。</p>	1 24協定を適切に締結しているか。（賃金から法定外経費を控除する場合）	(1) 労働基準法第24条	(1) 24協定を締結していない。 (2) 協定内容、手続が不適切である。	B B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価	
(6) 周知等の措置	3 変形労働時間制等 (1) 1か月以内の変形労働時間制 1か月以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定の締結または就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (2) 1か月超1年以内の変形労働時間制 1か月を超え1年以内の期間を単位とする変形労働時間制を行う場合には、労使協定を締結し、労働基準監督署に届け出る必要がある。また、1年単位の変形労働時間制を採用した場合は、始業・終業、休憩時間、休日を就業規則に定め、労働基準監督署に届け出る必要がある。 (3) フレックスタイム制 3か月以内の一定の総労働時間を定め、労働者がその範囲で各日の始業および終業の時刻を選択して働く場合には、労使協定の締結および就業規則その他これに準じるものによる規定をし、労働基準監督署に届け出る必要がある。 なお、期間が1か月以内の場合は、労使協定については労働基準監督署への届け出を要しない。	1 変形労働時間制等に関する協定を締結し、労働基準監督署に届け出ているか。	(1) 労働基準法第32条の2～第32条の4	(1) 変形労働時間制（1か月以内）に関する協定を締結せず、就業規則等にも規定していない。 (2) 変形労働時間制（1か月超1年以内）に関する協定を締結していない。 (3) フレックスタイム制に関する協定の締結および就業規則等の規定がない。 (4) 労働基準監督署に届け出していない。	B B B B	
	1 就業規則および協定等については、職員に周知しなければならない。	1 就業規則等を職員に周知しているか。	(1) 労働基準法第106条	(1) 職員に周知していない。または不十分である。	B	
	2 賃金は、通貨による支払が原則であるが、個々の労働者の同意を得た場合には、口座振込により支払うことができる。 なお、労働者が賃金の振込先として本人名義の預金口座を指定しているかば同意を得ていると解される。	1 口座振込に関する個人の書面による同意を得ているか。	(2) 育児・介護休業法第21条の2 (1) 労働基準法施行規則第7条の2 (2) 昭和63年1月1日基発第1号「改正労働基準法の施行について」	(1) 個人の同意を得ていない。	B	
	4 職員の状況					
	(1) 職員配置	1 事業者は、適切な保育を提供することができるよう、当該事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 事業者は、事業所ごとに当該事業所の職員によって保育を提供しなければならない。ただし、保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	1 勤務体制を適正に定めているか。 1 事業所ごとに当該事業所の職員によって保育を提供しているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第47条第1項 (1) 特定教育・保育施設等基準条例第47条第2項	(1) 勤務体制を適正に定めていない。 (1) 当該事業所の職員によって保育を提供していない。	C C
	(2) 職員配置基準 ア 小規模A型	【小規模A型】 1 保育士、嘱託医および調理員（自園調理の場合に限る。）を置かなければならない。 2 必要な保育士の数は、児童の定員および在籍児童数のそれぞれについて、家庭的保育事業等基準条例第29条第2項に規定する児童の年齢別、同項に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位（小数点2位以下切捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数を比較し、いずれか多い方の数に1を加えた数以上とする。 3 保育士は、常勤職員をもって確保することを原則とするが、つぎの条件を満たす場合は、非常勤職員を充てることができる。 ① 2で算出した保育士数の6割以上が常勤職員であること。 ② 2で算出した数に、非常勤職員を充てる常勤職員1人につき保育士を1名以上加えること。 ③ 非常勤職員についても指揮命令権を有すること。 ④ 常勤職員に充てる対象の非常勤職員の総勤務時間数が、常勤職員それぞれの勤務時間数を超えること。 4 保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第29条 (2) A・B型実施要綱第6条第1項	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
<p>常勤職員の定義 【小規模A型、小規模B型、事業所内共通】 以下のすべての要件を満たす者とする。</p> <p>① 期間の定めのない労働契約を結んでいること。（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。） ② 労働基準法施行規則により、明示された就業の場所が当該施設であること。 ③ 勤務時間が当該施設就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達しているか、また1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務していること。 ④ 当該施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p>						

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 小規模B型	<p>【小規模B型】</p> <p>1 保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）（以下これらを「保育従事職員」という）、嘱託医および調理員（自園調理の場合に限る。）を置かなければならない。</p> <p>2 必要な保育従事職員の数は、つぎの①②により求めた数以上とする。</p> <p>① 児童の定員および在籍児童数のそれぞれについて、家庭的保育事業等基準条例第31条第2項に規定する児童の年齢別に、同項に規定する保育従事職員の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位（小数点2位以下切捨て）まで求め、各々を合計し、小数点以下を四捨五入した数を比較し、いずれが多い方の数に1を加えた数以上とする。</p> <p>② ①で求めた数のうち、6割以上を保育士とする。</p> <p>3 保育従事職員は、常勤職員をもって確保することを原則とするが、つぎの条件を満たす場合は、非常勤職員を充てることができる。</p> <p>① 2の①で算出した保育従事職員数の6割以上が保育士資格を有する常勤職員であること。</p> <p>② 2の①で算出した数に、非常勤職員を充てる常勤職員1人につき保育従事職員1名以上を加えること。</p> <p>③ 非常勤職員についても指揮命令権を有すること。</p> <p>④ 常勤職員に充てる対象の非常勤職員の総勤務時間数が、常勤職員それぞれの勤務時間数を超えること。</p> <p>4 保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第31条 (2) A・B型実施要綱第6条第2項	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
ウ 小規模C型	<p>【小規模C型】</p> <p>1 家庭的保育者、嘱託医および調理員（自園調理の場合に限る。）を置かなければならない。</p> <p>2 家庭的保育者1人が保育できる児童の数は3人以下。ただし、家庭的保育補助者と保育する場合は5人以下とする。</p> <p>3 原則として、家庭的保育者1人と家庭的保育補助者1人の計2名を1組とするグループを2組配置して実施する。</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第34条 (2) C型実施要綱第3条第2項	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C
エ 事業所内保育事業（保育所型）	<p>【事業所内保育事業（保育所型）】</p> <p>1 保育士、嘱託医および調理員（自園調理をする場合に限る。）を置かなければならない。</p> <p>2 必要な保育士の数は、児童の定員および在籍児童数のそれぞれについて、家庭的保育事業等基準条例第44条第2項に規定する児童の年齢別に、同項に規定する保育士の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位（小数点2位以下切捨て）まで求めた数を合計し、小数点以下を四捨五入した数以上とする。ただし、2人以上でなければならない。</p> <p>3 保育士は、常勤職員をもって確保することを原則とするが、つぎの条件を満たす場合は、非常勤職員を充てることができる。</p> <p>① 常勤職員が各組、各グループ等に1人以上配置されていること。</p> <p>② 非常勤職員についても指揮命令権を有すること。</p> <p>③ 非常勤職員の総勤務時間数が、常勤職員を充てる場合の総勤務時間数を超えること。</p> <p>4 保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	1 職員配置は適正に行われているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第44条 (2) 事業所内保育事業実施要綱第6条第1項	(1) 職員配置が適正に行われていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
オ 事業所内保育事業 (小規模型)	<p>【事業所内保育事業（小規模型）】</p> <p>1 保育士その他保育に従事する職員として区長が行う研修を修了した者、嘱託医および調理員（自園調理をする場合に限る。）を置かなければならない。</p> <p>2 必要な保育従事者の数は、つぎの①②により求めた数以上とする。</p> <p>① 保育従事職員の数は、児童の定員および在籍児童数のそれぞれについて、家庭的保育事業等基準条例第47条第2項に規定する児童の年齢別に、同条に規定する保育従事職員の員数の基準となる児童数で除し、小数点1位（小数点2位以下切捨て）まで求めた数を合計し、小数点以下を四捨五入した数に1を加えた数以上とする。</p> <p>② ①で求めた数のうち、5割以上を保育士とする。</p> <p>3 保育従事職員は、常勤職員をもって確保することを原則とするが、つぎの条件を満たす場合は、非常勤職員を充てることができる。</p> <p>① 2の①で算出した保育従事職員数の半数以上が保育士資格を有する常勤職員であること。</p> <p>② 2の①で算出した数に、非常勤職員を充てる常勤職員1人につき保育従事職員を1人以上加えること。</p> <p>③ 非常勤職員について指揮命令権を有すること。</p> <p>④ 常勤職員に充てる対象の非常勤職員の総勤務時間数が、常勤職員それぞれの勤務時間数を超えること。</p> <p>4 保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>1 職員配置は適正に行われているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第47条</p> <p>(2) 事業所内保育事業実施要綱第6条第2項</p>	<p>(1) 職員配置が適正に行われていない。</p>	C
(3) 社会福祉施設等併設の場合	<p>事業者は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該事業所等の設備および職員の一部を併設する社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることができる。</p>	<p>1 事業者等の設備および職員の一部を併設する社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることによってその行う保育に支障がないか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第10条</p>	<p>(1) 事業者等の設備および職員の一部を併設する社会福祉施設等の設備および職員に兼ねることによってその行う保育に支障がある。</p>	C
(4) 職員の資格保有	<p>1 施設長、保育士、嘱託医等については、それぞれの資格を有していなければならない。</p> <p>2 調理員については、必ずしも栄養士の資格を要するものではない。ただし、健康増進法および健康増進法施行規則に定める特定給食施設（継続的に1回100食以上または1日250食以上提供施設）にあつては、栄養士または管理栄養士を置くように努めなければならない。</p> <p>3 施設長は、保育士資格を有し、児童福祉施設、子ども・子育て支援法第7条に定める地域型保育事業のうち小規模保育事業もしくは事業所内保育事業、東京都認証保育所または区市町村が認定する保育施設において、1日6時間以上かつ月20日以上、同一施設で継続して1年以上保育士として勤務した実績があること。または教育長が適当と認めたものであること。</p> <p>4 保育士でない者は、保育士またはこれに紛らわしい名称を使用してはならない。</p>	<p>1 資格を要する職種において、有資格者が勤務しているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第8条、第29条、第31条、第34条、第44条、第47条</p> <p>(2) A・B型実施要綱第6条</p> <p>(3) C型実施要綱第3条</p> <p>(4) 事業所内保育事業実施要綱第6条</p> <p>(5) 健康増進法第21条第1項～第3項</p> <p>(6) 健康増進法施行規則第5条</p>	<p>(1) 資格を要する職種に有資格者が勤務していない。</p>	C
		<p>1 保育士でない者が、保育士またはこれに紛らわしい名称を使用していないか。</p>	<p>(1) 児童福祉法第18条の23</p>	<p>(1) 保育士でない者が、保育士またはこれに紛らわしい名称を使用している。</p>	C

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 採用、退職	<p>1 事業主は、募集および採用について、性別にかかわらず均等な機会を与えなくてはならない。</p> <p>2 使用者は労働契約の締結に際し、労働者に対してつぎに掲げる労働条件を必ず明示しなければならない。また、昇給に関する事項を除き、書面交付の方法により明示する必要がある。</p> <p>(1) 労働契約の期間に関する事項 (2) 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項（通算契約期間または有期労働契約の更新回数に上限の定めがある場合には当該上限を含む。） (3) 就業の場所および従事すべき業務に関する事項（就業の場所および従事すべき業務の変更の範囲を含む。） (4) 始業および終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇ならびに就業時間換にに関する事項 (5) 賃金の決定、計算および支払方法、賃金の締切および支払の時期ならびに昇給に関する事項 (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）</p> <p>3 非常勤職員の雇用 就業規則等の交付等により雇用期間、賃金、勤務時間、職務内容等が明確であること。 労働の実態が就業規則等と異なる場合は、労働条件に関する事項を文書で明らかにする必要がある。 なお、有期労働契約の締結において、その契約期間内に無期転換申込権が発生する場合は、無期転換申込みに関する事項および無期転換後の労働条件を明示する必要がある。 <パートタイム・有期雇用労働法上の明示事項> 昇給の有無、退職手当の有無、賞与の有無、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口</p>	<p>1 募集および採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>1 職員の採用時に職務内容、給与等の労働条件を明示しているか。</p> <p>1 非常勤職員の採用時に雇入通知書（雇用契約書）等の文書を交付し、必要な労働条件を明示しているか。</p>	<p>(1) 均等法第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条</p> <p>(1) 労働基準法第15条第1項 (2) 労働基準法施行規則第5条 (3) パートタイム・有期雇用労働法第6条 (4) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成5年労働省令第34号）第2条</p>	<p>(1) 募集および採用について、性別にかかわらず均等な取扱いをしていない。</p> <p>(1) 採用時に労働条件の明示がない、または不十分である。</p> <p>(1) 非常勤職員に労働条件の明示がない、または不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
(6) 関連帳簿の整備	<p>職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておくなければならない。</p> <p>(1) 資格証明書（保育士証の写し、医師免許証の写し等） (2) 履歴書 (3) 労働者名簿（①氏名 ②生年月日 ③履歴 ④性別 ⑤住所 ⑥従事する業務の種類 ⑦雇入れ年月日 ⑧退職年月日およびその事由 ⑨死亡年月日およびその原因等）</p>	<p>1 資格が必要な職種の職員について、資格証明書を整備しているか。</p> <p>2 履歴書を整備しているか。</p> <p>3 労働者名簿は全職員分を整備しているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第49条 (3) 労働基準法第107条、第109条 (4) 労働基準法施行規則第53条、第56条</p>	<p>(1) 資格職種の資格証明書を整備していない。 (2) 一部職員の資格証明書を整備していない。</p> <p>(1) 履歴書を整備していない。 (1) 労働者名簿を整備していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>
5 勤務状況					
(1) 勤務体制	<p>施設における職員の労働時間や休日等の勤務体制は、労働基準法を遵守すること。</p>	<p>1 勤務体制が労働基準法上、適正か。</p>	<p>(1) 労働基準法第32条～第41条</p>	<p>(1) 勤務体制が労働基準法上、適正でない。</p>	<p>B</p>
(2) 均等な待遇の確保	<p>1 事業主は、労働者の配置、昇進、教育訓練、福利厚生、定年、退職および解雇等について性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2 事業主は、妊娠中および出産後の女性労働者が保健指導または健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。また、その指導事項を守ることができるよう必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 事業主は、正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けてはならない。</p>	<p>1 性別にかかわらず均等な取扱いをしているか。</p> <p>1 妊娠中および出産後の女性労働者に対して、保健指導等の時間を確保しているか。また、保健指導等に基づく指導事項を守れるよう、勤務の軽減等必要な措置を講じているか。</p> <p>1 正社員と非正規社員との間で、基本給や賞与など、不合理な待遇差を設けていないか。</p>	<p>(1) 均等法第6条～第9条</p> <p>(1) 均等法第12条、第13条</p> <p>(1) パートタイム・有期雇用労働法第8条、第9条、第15条</p>	<p>(1) 性別による差別的取扱いをしている。</p> <p>(1) 保健指導等を受けるための時間を確保していない。 (2) 勤務の軽減等必要な措置を講じていない。</p> <p>(1) 正社員と非正規社員との間で、不合理な待遇差を設けている。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 妊娠した労働者等の就業環境の整備	1 事業主は、女性労働者が妊娠・出産・産前産後休業の申請取得等に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。 2 事業主は、労働者が育児・介護休業等の利用に関する言動により就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。	1 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っているか。	(1) 均等法第9条、第11条の3、第11条の4 (2) 均等法施行規則第2条の2、第2条の3	(1) 妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置を行っていない。	B
(4) 勤務状況の帳簿の整備	職員の状況を把握するため、関連帳簿を整備しておくなければならない。 ・出勤・退勤に関するもの（タイムカード） ・出張（外出）に関するもの ・所定時間外勤務に関するもの ・休暇取得に関するもの 等	1 勤務関連帳簿を整備しているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第49条 (2) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (3) 労働基準法第109条 (4) 労働安全衛生法第66条の8の3 (5) 労働安全衛生規則第52条の7の3	(1) 勤務に関する帳簿を整備していない。 (2) 勤務に関する帳簿の一部が整備されていない。または記録の内容に不備がある。	C B
6 職員給与等の状況					
(1) 本俸・諸手当	職員の給与については、適正に支給することが必須である。	1 本俸・諸手当は規程どおり支給されているか。 2 初任給は給与規程どおりに決定しているか。 3 昇給および昇格は規程どおりに行われているか。	(1) 労働基準法第15条、第24条～第28条、第37条、第89条	(1) 本俸・諸手当を規程どおり支給していない。 (2) 初任給を給与規程どおりに決定していない。 (3) 昇給および昇格を規程どおりに行っていない。 (4) 適正な給与水準となっていない。	B B B B
(2) 社会保険	職員5人以上を使用する事業所は、健康保険、厚生年金保険、雇用保険および労働者災害補償保険のいずれの保険においても、被保険者として強制加入または強制適用されることとなっており、原則として保育所は社会保険に加入の義務がある。	1 社会保険への加入は適正か。 ・健康保険、厚生年金保険等全ての社会保険に加入しているか。 ・健康保険、厚生年金保険等の社会保険に未加入者がいないか。	(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条 (2) 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第24条 (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第6条第1項 (4) 厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）第15条 (5) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条 (6) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第6条 (7) 労働者災害補償保険法第3条第1項	(1) 健康保険、厚生年金保険等いずれかの保険に未加入である。 (2) 加入はしているが、いずれかの保険に未加入者がいる。	B B
(3) 賃金台帳	使用者は、賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項および賃金の額その他法令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。	1 賃金台帳を整備しているか。	(1) 労働基準法第108条、第109条 (2) 労働基準法施行規則第54条、第55条、第56条	(1) 賃金台帳を整備していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
7 健康管理					
(1) 安全衛生管理体制	労働者の健康の確保は、事業の円滑な遂行に不可欠な条件であり、労働安全衛生法の定めにより定期的に健康診断を実施するとともに、労働者の安全または衛生のための教育等が必要である。 ・労働者が常時10人以上50人未満の施設においては、衛生推進者を選任し、衛生管理者に準じた職務を行わせること。また、衛生に関する事項について関係労働者の意見を聴くための機会を設けること。	1 (職員が常時10人以上50人未満の施設において) 衛生推進者を選任しているか。	(1) 労働安全衛生法第12条の2 (2) 労働安全衛生規則第12条の2～第12条の4、第23条の2	(1) 衛生推進者を選任していない。 (2) 衛生推進者を職員に周知していない。	B B
(2) 健康診断	事業者は、職員について、雇入れの際の健康診断を実施し、検査結果を確認した上で、従事させること。また、年1回以上、必要な項目について医師による健康診断を行わなければならない。 なお、月当たりの労働時間が常勤職員の4分の3未満である職員については、雇入れの際および年1回以上の健康診断の検査の一部を省略することができる。 ・結核診断の結果結核の発病のおそれがある者に対して、胸部エックス線検査、かく痰検査、聴診、打診その他必要な検査を行うこと。 ・健康診断個人票を作成して、これを5年保存すること。 ・腰部に著しい負担のかかる作業に常時従事する者に対しては、定期に医師による腰痛の健康診断を実施すること。	1 健康診断を適切に実施しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第17条第4項 (2) A・B型実施要綱第17条 (3) C型実施要綱第19条 (4) 事業所内保育事業実施要綱第16条 (5) 労働安全衛生法第66条 (6) 労働安全衛生規則第43条～第45条 (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2 (8) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第27条の2の2 (9) 平成31年1月30日基発0130第1号「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」第3-11(4)ト (10) 平成25年6月18日基発0618第4号「職場における腰痛予防対策の推進について」	(1) 健康診断が未実施である。 (2) 調理・調乳に携わる者に健康診断の未受診者がいる。 (3) 健康診断の未受診者がいる。 (4) 健康診断の実施方法が不適切である。	C C B B
		2 結果の記録を整備しているか。	(1) 労働安全衛生規則第51条 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第49条第1項	(1) 健康診断実施記録の整備が不十分である。	B
8 職員研修	事業者は、職員の資質向上のために、研修の機会を確保しなければならない。施設長は、施設の全体的な計画や、各職員の研修の必要性を踏まえて、体系的・計画的な研修機会を確保するとともに、職員の勤務体制の工夫等により、職員が計画的に研修等に参加し、その専門性の向上が図られるよう努めなければならない。 ・職場における研修の充実を図ること。 ・外部研修への参加機会が確保されるよう努めること。 ・職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成すること。 ・研修終了後、報告をさせ、研修内容を他の職員と共有することにより、施設全体としての保育実践の質および専門性の向上につなげること。 ・研修の受講は特定の職員に偏ることなく行われるよう、配慮すること。 ・職員の研修に関する要望を聴取し、計画に反映させること。 ・研修効果を把握し、今後の研修計画に反映させること。	1 研修の機会を確保しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第9条 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第47条第3項 (3) 保育所保育指針第1章3(1)ウ、第5章2(2)、3、4 (4) 社会福祉法第89条、第90条 (5) 平成19年8月28日厚生労働省告示第289号「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に対する基本的な指針」第3-2②③	(1) 研修を実施していない。 (2) 研修の実施が不十分である。 (3) 研修の機会が公平に与えられていない。	C B B
		2 研修計画を適切に立てているか。		(1) 研修計画が適切に立てられていない。	B
		3 研修の成果を活用しているか。		(1) 研修の成果を活用していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
9 施設長・管理者の責務	<p>1 施設長または管理者（以下「施設長等」という。）は、運営管理全般の統括、利用者との連絡調整、地域社会との連携など施設長としての職責を十分果たす必要がある。</p> <p>2 施設長等は、保育所の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、保育所を取り巻く社会情勢等を踏まえ、施設長としての専門性等の向上に努め、当該保育所における保育の質および職員の専門性向上のために必要な環境の確保に努めなければならない。</p> <p>3 施設長等は職務に専念する必要がある。</p> <p>(1) 施設長は、専任の常勤職員であることとし、他の施設と兼任しないこと。ただし、当該施設の保育従事職員との兼任は可とする。</p> <p>(2) 管理者は、児童福祉事業等に2年以上従事した者またはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。また、常時実際にその事業所の運営管理業務に専従し、かつ地域型保育給付費からの給与支出がある者でなければならない。</p> <p>【児童福祉事業の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設の職員 ・幼稚園、小学校等における教諭 ・教育・保育施設または地域型保育事業に移行した施設の職員 ・事業所における移行前の認可外保育施設の職員 等 <p>4 相手の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること（セクシュアル・ハラスメント）は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。</p> <p>5 同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは就業環境を悪化させる行為（パワーハラスメント）は、職員個人としての尊厳を不当に傷つけるとともに、能力の発揮を阻害するものである。</p>	<p>1 施設長等はその職責を果たしているか。</p> <p>1 施設長は専任となっているか。</p> <p>2 管理者は常時実際にその事業所の運営管理業務に専従しているか。</p> <p>1 セクシュアル・ハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p> <p>1 パワーハラスメントに関する方針を明確化し、周知・啓発しているか。また、相談・苦情に適切かつ柔軟に対応しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第5章2(1)</p> <p>(1) 社会福祉法第66条 (2) A・B型実施要綱第6条第1項第7号イ、第2項第6号イ (3) 事業所内保育事業実施要綱第6条第1項第7号イ、第2項第6号イ</p> <p>(1) 留意事項通知別紙6～別紙8</p> <p>(1) 均等法第11条、第11条の2、第15条 (2) 平成18年度厚生労働省告示第615号「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」</p> <p>(1) 労働施策総合推進法第30条の2、第30条の3 (2) 令和2年厚生労働省告示第5号「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第5条第5項、第6項 (2) A・B型実施要綱第4条 (3) C型実施要綱第4条 (4) 事業所内保育事業実施要綱第4条 (5) 保育所保育指針第3章3</p>	<p>(1) 運営管理上、問題が生じている。 (2) 運営管理上、問題が生じている。（軽微な場合）</p> <p>(1) 他施設等の職員を兼務している。 (2) 施設長としての勤務実態が不明確である。</p> <p>(1) 運営管理業務に専従していない。</p> <p>(1) セクシュアル・ハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。</p> <p>(1) パワーハラスメントの防止や必要な対策を講じていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>
10 建物設備等の管理 (1) 建物設備	<p>1 事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>2 構造設備は、採光、照明、換気等児童の保健衛生および危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。具体的には、施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に良好な状態に保持するとともに、施設内外の設備、用具等の衛生管理に努めること。そして構造設備はもとより、施設の運営管理上からも児童の安全確保が図られなければならない。</p>	<p>1 保育の提供に必要な設備が備わっているか。</p> <p>1 構造設備に危険な箇所はないか。</p> <p>2 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は良好か。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第5条第5項、第6項 (2) A・B型実施要綱第4条 (3) C型実施要綱第4条 (4) 事業所内保育事業実施要綱第4条 (5) 保育所保育指針第3章3</p>	<p>(1) 必要な設備が備えられていない。 (2) 設備が不十分である。</p> <p>(1) 危険な箇所がある。 (2) 備品が損傷して危険である。 (3) 危険物が放置されている。 (4) やや危険な箇所がある。</p> <p>(1) 採光、換気等が悪い。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 設備の基準 ア 小規模A・B型	3 建築物および建築設備の適正な維持管理を図り、災害を未然に防止するために、建築基準法に基づく定期検査報告を特定行政庁に行わなければならない。 建築物 3年ごと (※) 防火設備 毎年 (※) 建築設備 毎年 (※) 昇降機 毎年 ※児童福祉施設の場合、300㎡を超える規模のものまたは3階以上の階で、その用途に供する部分が対象になる。ただし、平屋建てで500㎡未満のものまたは3階以上で床面積が100㎡以下のものは除く。	1 建築物および建築設備等の定期検査を行っているか。	(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項～第4項	(1) 建築物および建築設備等の定期検査報告を行っていない。	B
	【小規模A・B型】	1 構造設備が基準を満たしているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第28条、第32条	(1) 構造設備が基準を満たしていない。	C
	小規模保育事業A・B型を行う事業所は、以下の要件を満たさなければならない。	2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。	(2) A・B型実施要綱第4条	(1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。	C
	(1) 乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室またはほふく室、調理設備および便所を設けること。	また、変更する場合、届出をしているか。	(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項	(2) 認可内容と現状に相違がある。	B
	(2) 乳児室またはほふく室の面積は、乳児または前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。	3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第28条、第32条	(3) 認可内容の変更を届け出していない。	B
	(3) 乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。	4 保育に必要な用具が備えられているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第28条、第32条	(1) 基準面積を下回っている。	C
(4) 満2歳以上の幼児を利用させる場合、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む）、調理設備および便所を設けること。	5 保育に必要な遊具等が備えられているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第28条、第32条 (2) 保育所保育指針第1章1(4)	(1) 用具等が備え付けられていない。	C	
(5) 保育室または遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。	6 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第14条第3項 (2) 保育所保育指針第3章1、3	(2) 用具等の備えが不十分である。	B	
(6) 保育室または遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。			(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。	B	
(7) 避難経路について、施設および建物において（事業実施場所から建物敷地外へ）それぞれ2箇所2方向が確保されていること。					
(8) 保育を実施する場所を、原則として1階とすること。					
(9) 保育室には、専用の手洗い設備を有すること。					
(10) 調理設備は児童が保育室から簡単に立ち入ることがないよう、保育室と区画されていること。定員に見合う面積および設備を有すること。					
(11) 便所には保育室とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、保育室および調理設備とは区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。					
(12) 児童便器の数は、1以上設置すること。					
(13) 施設内には保育に必要な遊具を備えるとともに、必要な医薬品等を常備すること。					
(14) 児童が使用する設備、遊具等は、安全かつ衛生的に管理すること。					
(15) 沐浴設備または浴室を設けること。					

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 小規模C型	<p>【小規模C型】</p> <p>小規模保育事業C型を行う事業所は、以下の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室またはほふく室、調理設備および便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室またはほふく室の面積は、乳児または前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(3) 乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備および便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室または遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(6) 保育室または遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(7) 避難経路について、施設および建物において（事業所から建物敷地外へ）それぞれ2箇所2方向が確保されていること。</p> <p>(8) 保育を実施する場所を、原則として1階に設置すること。</p> <p>(9) 保育室には、児童が安全に使用できる専用の手洗い設備を有すること。</p> <p>(10) 家庭的保育者1人ごとに、児童の保育を行う専用の部屋または区画を有すること。</p> <p>(11) 調理設備は、児童が簡単に立ち入ることがないよう保育室等と区画されていて、定員に見合う面積および設備を有すること。</p> <p>(12) 便所には、保育室とは別に便所専用の手洗い設備が設けられているとともに、児童の保育室および調理設備とは区画されていること。</p> <p>(13) 乳幼児用便器の数は、1以上整備されていること。</p> <p>(14) 施設内には保育に必要な遊具を備えるとともに、必要な医薬品等を常備すること。</p> <p>(15) 沐浴設備または浴室を設けること。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。 また、変更する場合、届出をしているか。</p> <p>3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。</p> <p>4 保育に必要な用具が備えられているか。</p> <p>5 保育に必要な遊具等が備えられているか。</p> <p>6 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第33条 (2) C型実施要綱第4条</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第33条</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第33条 (2) 保育所保育指針第1章1(4)</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第14条第3項 (2) 保育所保育指針第3章1、3</p>	<p>(1) 構造設備が基準を満たしていない。</p> <p>(1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (3) 認可内容の変更を届け出していない。</p> <p>(1) 基準面積を下回っている。</p> <p>(1) 用具等が備え付けられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。</p> <p>(1) 遊具等が備え付けられていない。 (2) 遊具等の備えが不十分である。</p> <p>(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
ウ 事業所内保育事業	<p>【事業者内保育事業（保育所型、小規模型共通）】</p> <p>事業者内保育事業を行う事業所は、以下の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 避難経路について、施設および建物において（事業所から建物敷地外へ）それぞれ2箇所2方向が確保されていること。</p> <p>(2) 保育を実施する場所を、原則として1階とすること。</p> <p>(3) 保育室には、専用の手洗い設備を有すること。</p> <p>(4) 調理室（利用定員が19人以下の場合は調理設備）は、児童が保育室から簡単に立ち入ることがないよう、保育室と区画されていること。定員に見合う面積および設備を有すること。</p> <p>(5) 便所には保育室とは別に便所専用の手洗い設備が設けられるとともに、保育室および調理室とは区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。</p> <p>(6) 乳幼児便器の数は、児童20人につき1以上設置すること。</p> <p>(7) 施設内には保育に必要な遊具を備えるとともに、必要な医薬品等を常備すること。</p> <p>(8) 沐浴設備または浴室を設けること。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。 また、変更する場合、届出をしているか。</p> <p>3 保育に必要な遊具等が備えられているか。</p> <p>4 必要な医薬品等が備えられ、適正に管理されているか。</p>	<p>(1) 事業者内保育事業実施要綱第4条</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項</p> <p>(1) 事業者内保育事業実施要綱第4条 (2) 保育所保育指針第1章1(4)</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第14条第3項 (2) 保育所保育指針第3章1、3</p>	<p>(1) 構造設備が基準を満たしていない。</p> <p>(1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。 (2) 認可内容と現状に相違がある。 (3) 認可内容の変更を届け出していない。</p> <p>(1) 遊具等が備え付けられていない。 (2) 遊具等の備えが不十分である。</p> <p>(1) 必要な医薬品等の整備・管理が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 事業所内保育事業(保育所型)	<p>【事業所内保育事業（保育所型）】</p> <p>事業者内保育事業（保育所型）を行う事業所は、上記の共通する要件のほか、以下の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 乳児または満2歳に満たない幼児を入所させる場合、乳児室またはほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置し、管理する事業主が事業場に付属して設置する炊事場を含む。）および便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室の面積は、乳児または幼児1人につき1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) ほふく室の面積は、乳児または幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(4) 乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(5) 満2歳以上の幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理室および便所を設けること。</p> <p>(6) 保育室または遊戯室の面積は、幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(7) 保育室または遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。 また、変更する場合、届出をしているか。</p> <p>3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。</p> <p>4 保育に必要な用具が備えられているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第43条</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第43条</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第43条 (2) 保育所保育指針第1章1(4)</p>	<p>(1) 構造設備が基準を満たしていない。</p> <p>(1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。</p> <p>(2) 認可内容と現状に相違がある。</p> <p>(3) 認可内容の変更を届け出していない。</p> <p>(1) 基準面積を下回っている。</p> <p>(1) 用具等が備え付けられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(イ) 事業所内保育事業(小規模型)	<p>【事業所内保育事業（小規模型）】</p> <p>事業所内保育事業（小規模型）を行う事業所は、上記の共通する要件のほか、以下の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室またはほふく室、調理設備および便所を設けること。</p> <p>(2) 乳児室またはほふく室の面積は、乳児または前号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(3) 乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>(4) 満2歳以上の幼児を利用させる場合、保育室または遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、調理設備および便所を設けること。</p> <p>(5) 保育室または遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、同号の幼児1人につき3.3㎡以上であること。</p> <p>(6) 保育室または遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p>	<p>1 構造設備が基準を満たしているか。</p> <p>2 建物設備等の認可内容と現状に相違がないか。 また、変更する場合、届出をしているか。</p> <p>3 在籍児に見合う基準面積を下回っていないか。</p> <p>4 保育に必要な用具が備えられているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第28条、第48条</p> <p>(1) 児童福祉法施行規則第36条の36第3項、第4項</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第28条、第48条</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第28条、第48条 (2) 保育所保育指針第1章1(4)</p>	<p>(1) 構造設備が基準を満たしていない。</p> <p>(1) 建物設備等の認可内容と現状に著しい相違がある。</p> <p>(2) 認可内容と現状に相違がある。</p> <p>(3) 認可内容の変更を届け出していない。</p> <p>(1) 基準面積を下回っている。</p> <p>(1) 用具等が備え付けられていない。 (2) 用具等の備えが不十分である。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
(3) 衛生管理	<p>1 事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等または飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>1 衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第14条第1項</p> <p>(2) 保育所保育指針第3章3 (参考) 社援施第97号 社援施第116号通知</p>	<p>(1) 衛生上、著しく問題がある。</p> <p>(2) 衛生管理が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 消防署の立入検査	消防法第4条に基づく消防署の立入検査の結果による指示事項については、施設として速やかに指示事項を改善すること。	1 消防署の立入検査の指示事項について改善しているか。	(1) 消防法第4条	(1) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善がされていない。 (2) 消防署の立入検査の指示事項に対する改善が不十分である。	B B
(5) 防災訓練等	<p>1 非常災害に平静かつ迅速に対応するには、平素からの訓練が大切である。事業者は避難および消火に対する訓練を、月1回以上実施しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難および消火訓練を毎月1回以上実施すること（図上訓練は含まない）。 ・消防計画に沿った訓練が定期的に行われること。 ・訓練を実施するときは、あらかじめ、消防機関に通知しておくこと。 ・原則として、訓練は全職員が参加して実施すること。 <p>・避難訓練については、地域の関係機関や保護者との連携の下に行うなど工夫すること。</p> <p>・訓練結果については、毎回記録し次回訓練等の参考にすること。</p> <p>なお、防災訓練については、少なくとも年1回は引渡し訓練を含んだものを行うよう努めること。この場合、降園時間などを活用して保護者の負担をできるかぎり少なくするよう配慮すること。</p> <p>また、災害発生時に、保護者等への連絡および子どもの引渡しを円滑に行うため、日ごろから保護者との連携に努めるとともに、連絡体制や引渡し方法等について確認しておくこと。</p> <p>2 実施状況の記録は、実地の反省および今後の訓練等の貴重な資料となるので、訓練目標、災害種別、訓練方法およびその状況、所要時間、講評等について、できるだけ詳細に記録する必要がある。</p> <p>訓練方法については、実効ある訓練を確保する見地から、災害発生の想定時間、発生場所等が十分に検討されたものであるかどうか確認し、訓練そのものが惰性的なものにならないようにする。</p> <p>3 区の地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内等または土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者は、避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し区長に報告しなければならない。</p>	<p>1 避難・消火・通報訓練を法令・通達で定められているとおりに実施しているか。</p> <p>2 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施しているか。</p> <p>3 地震想定訓練を実施しているか。</p> <p>4 訓練結果の記録を整備しているか。</p> <p>5 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施し区長に報告しているか。</p>	<p>(1) 消防法第8条</p> <p>(2) 消防法施行令第3条の2第2項</p> <p>(3) 家庭的保育事業等基準条例第7条</p> <p>(4) A・B型実施要綱第14条第3項</p> <p>(5) C型実施要綱第16条第3項</p> <p>(6) 事業所内実施要綱第13条第3項</p> <p>(7) 保育所保育指針第3章4(2)イ、ウ</p> <p>(8) 社施第59号</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章4(3)イ</p> <p>(1) 社施第5号通知</p> <p>(2) 社施第121号通知</p> <p>(1) 消防法施行規則第4条の2の4第2項</p> <p>(2) 火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号）第55条の4第2項</p> <p>(1) 水防法第15条の3第5項</p> <p>(2) 土砂災害防止法第8条の2第5項</p>	<p>(1) 毎月避難または消火訓練を実施していない。</p> <p>(2) 実施方法が不適切である。</p> <p>(1) 地域の関係機関や保護者との連携の下に避難訓練を実施していない。</p> <p>(1) 地震想定訓練を実施していない。</p> <p>(1) 訓練記録が整備されていない。</p> <p>(2) 訓練記録が不十分である。</p> <p>(1) 避難確保計画で定めるところにより、避難訓練を実施していない。</p> <p>(2) 区長に報告していない。</p>	C B B B B B
(6) 災害発生時への備え	<p>実際に火災や地震などの災害に直面したときのために、保育所として適切に行動できるようつぎのとおり備えておくこと。</p> <p>① 保育所の立地条件や規模、地域の実情等を踏まえた上で、地震や火災などの災害が発生した時の対応等について各保育所でマニュアルを作成し、保育所の防災対策を確立しておく必要がある。</p> <p>② 地域の関係機関および関係者との連携については区の支援の下、連携体制の整備をはじめ地域の防災計画に関連した協力体制を構築していくことが重要である。各関係機関等とは、定期的に行う避難訓練への協力なども含め、地域の実情に応じて必要な連絡や協力が得られるようにしておくことが重要である。</p> <p>また、施設は職員に対し、感染症および食中毒の予防およびまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</p> <p><参考>令和4年12月23日付厚生労働省事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」</p>	<p>1 災害の発生に備え、マニュアルを作成しているか。</p> <p>2 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章4(2)ア</p> <p>(2) 雇児総発0909第2号通知</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章4(3)</p> <p>(2) 雇児総発0909第2号通知</p>	<p>(1) 災害発生に備えたマニュアルを作成していない。</p> <p>(1) 地域の関係機関と日常的な連携を図り、必要な協力を得られるよう努めていない。</p>	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 保安設備	<p>1 施設においては、消火器等の消火器具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、これに対する日常的な点検を怠らないようにする。</p> <p>2 非常警報器具または非常警報設備の設置 (1) 家庭的保育事業等基準条例による設置 3階以上の施設 (2) 消防法施行令による設置 ① 非常警報設備（非常ベル、自動式サイレン、放送設備） 収容人員50人以上の場合に設置 ただし、自動火災報知設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りでない。 ② 非常警報器具（警鐘、手動式サイレン、その他） 収容人員20人以上50人未満のとき ただし、自動火災報知設備または非常警報設備を基準に従い設置しているときは、当該設備の有効範囲内については、この限りでない。</p> <p>3 消防機関へ通報する設備等の設置 (1) 家庭的保育事業等基準条例による設置 ① 消防機関へ火災を通報する設備 3階以上の施設 (2) 消防法施行令による設置 ① 自動火災報知機設備 延面積が300㎡以上の防火対象物 ② 消防機関へ通報する火災報知設備 延面積が500㎡以上の防火対象物 ③ 漏電火災報知機 特定の場所を準不燃材以外の材料で造った場合であって、延面積が300㎡以上または契約電気量が50Aを超える場合</p>	<p>1 消防用設備等の点検および報告をしているか。</p> <p>2 消防用設備等の自主点検をしているか。</p> <p>3 点検後の不良箇所を改善しているか。</p> <p>4 避難器具を設置しているか。</p> <p>1 非常警報器具または非常警報設備を設置しているか。</p> <p>1 消防機関へ火災を通報する設備を設置しているか。</p> <p>2 自動火災報知機等を設置しているか。</p>	<p>(1) 消防法第17条の3の3</p> <p>(1) 消防法施行令第3条の2第2項、第4項 (2) 社施第59号通知6</p> <p>(1) 社施第59号通知6</p> <p>(1) 消防法施行令第25条 (2) 家庭的保育事業等基準条例第28条、第43条</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第7条、第28条第7号キ、第43条第8号キ (2) 消防法施行令第24条</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第7条、第28条第7号キ、第43条第8号キ (2) 雇児発第1225008号通知 (3) 消防法施行令第23条</p> <p>(1) 消防法施行令第21条、第22条</p>	<p>(1) 消防用設備等の点検および報告をしていない。</p> <p>(1) 消防用設備等の自主点検をしていない。</p> <p>(1) 不良箇所の改善を行っていない。</p> <p>(1) 避難器具を設置していない。</p> <p>(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。</p> <p>(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。</p> <p>(1) 未設置である。 (2) 整備が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
(8) 安全対策	<p>法人および施設管理者ならびに従事者は、児童の安全の確保について、特別の注意を有し、日常の安全管理と緊急時の安全確保に努めなければならない。</p> <p>外部からの不審者等の侵入防止、事故発生時等の適切な救命措置、その他重大事故等のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を図ること。</p> <p><例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の共通理解を図り、役割を明確にし、協力体制をとる。 ・施設設備面の安全確保を図り、点検する。 ・関係機関や地域との連携を図る。 ・送迎バス等の一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、安全運転管理者の選任等を行う。 	<p>1 安全対策について、必要な措置を講じているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)、第3章4(1)、(2)、(3) (2) 雇児総発第402号通知 (3) 雇児総発第0915第1号通知 (4) 道路交通法第74条の3 (5) 道路交通法施行規則第9条の9、10</p>	<p>(1) 安全対策について、必要な措置を講じていない。</p> <p>(2) 安全対策について、必要な措置が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>1 安全計画</p> <p>事業者は、児童の安全の確保を図るため、設備の安全点検、職員、児童に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修および訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画（以下、「安全計画」という。）を策定し、その安全計画に基づき必要な安全措置を講じなければならない。</p> <p>策定した安全計画について事業者は職員に周知し、研修や訓練を定期的実施しなければならない。</p> <p>事業者は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、事業所での安全計画に基づく取組内容等を周知しなければならない。</p> <p>事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</p>	<p>1 安全計画を策定しているか。</p> <p>2 安全計画に定める研修および訓練を定期的実施しているか。</p> <p>3 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知しているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第7条の2</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第7条の2</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第7条の2</p>	<p>(1) 安全計画を策定していない。</p> <p>(1) 安全計画に定める研修および訓練を実施していない。</p> <p>(1) 保護者に対し、安全計画に基づく取組内容等について周知していない。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
	<p>2 自動車を運行する場合の所在の確認</p> <p>事業者は、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の所在の見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車の際の所在の確認を行わなければならない。</p> <p>参考「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ編）</p>	<p>1 「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」に適合している見落とし防止装置が設置されているか。</p> <p>2 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第7条の3</p>	<p>(1) 送迎用バスに見落とし防止措置が設置されていない。</p> <p>(1) 安全装置を用いて降車の際の所在確認を行っていない。</p>	<p>C</p> <p>C</p>
12 利用手続等					
(1) 内容および手続の説明および同意	<p>事業者は、保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、連携施設、職員勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付または電磁的方法による提供を行って説明し、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p>	<p>1 保育の提供の開始に際して、利用申込者に文書の交付または電磁的方法による提供を行って説明し、同意を得ているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第38条</p> <p>(2) 特定教育・保育施設等基準条例第53条第2項</p>	<p>(1) 保育の提供の開始に際して、説明をしていない、または同意を得ていない。</p> <p>(2) 保育の提供の開始に際して、説明が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(2) 保育契約手続等	<p>事業者は、児童を保育するに当たり、当該児童の保護者と保育利用契約書により利用契約を締結するものとする。保育利用契約書は、2通作成し、双方で保管するものとする。</p>	<p>1 保育利用契約が適切に結ばれているか。</p>	<p>(1) A・B型実施要綱第11条</p> <p>(2) C型実施要綱第13条</p> <p>(3) 事業所内実施要綱第10条</p>	<p>(1) 保護者と保育利用契約書により利用契約を締結していない。</p> <p>(2) 契約内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(3) あっせん等に対する協力	<p>事業者は、区が行うあっせん、要請および調整にできる限り協力しなければならない。</p>	<p>1 区にできる限り協力しているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第40条</p>	<p>(1) 正当な理由なく拒否する等、区に協力していない。</p>	<p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 教育・保育給付認定の申請に係る援助	<p>1 事業者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者からの利用の申込みがあった場合、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 事業者は、緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には変更手続が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	1 教育・保育給付認定の申請に係る必要な援助を行っているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第9条	(1) 必要な援助を行っていない。	B
(5) 教育・保育給付認定保護者に関する区への通知	事業者は、保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。	1 地域型保育給付費の受給について、保護者の不正行為があった場合に、遅滞なく区に通知しているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第19条	(1) 保護者の不正行為を把握してしながら、区への通知を怠っている。	C
(6) 情報提供および虚偽・誇大広告の禁止	<p>1 事業者は、利用希望者が、適切に施設を選択できるよう、保育の内容について情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p><情報提供の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明、見学 ・しおり、案内の配付 ・施設の概要等をホームページに掲載 <p>2 広告をする場合において、虚偽または誇大なものとしてはならない。</p>	1 利用希望者に対して情報提供に努めているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第28条第1項	(1) 情報の提供を行っていない。または不十分である。	B
(7) 利益供与等の禁止	<p>事業者は、利用者支援事業者等、他の施設またはその職員に対し、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>また、事業者は、利用者支援事業者等、他の施設またはその職員から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。</p>	1 虚偽または誇大な広告をしていないか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第28条第2項	(1) 虚偽または誇大な広告をしている。	C
(8) 記録および書類の整備	<p>1 事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する保育の提供に関するつぎに掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 保育所保育指針に基づく保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 保育の提供の記録</p> <p>(3) 保護者の地域型保育給付費に関する不正行為を区へ通知した記録</p> <p>(4) 苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 事故の状況および事故に際して採った処置についての記録</p>	1 金品その他の財産上の利益を供与または収受をしていないか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第29条	(1) 金品その他の財産上の利益を供与または収受している。	C
13 その他		1 記録を整備、保存しているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第49条第2項	(1) 記録の整備、保存をしていない。	C
(1) 事業者の要件 ア【小規模A・B型、事業所内保育事業】	事業者(小規模C型を除く。)は、以下の要件を全て満たさなければならない。			(2) 記録の整備、保存が不十分である。	B
イ【小規模C型】	事業者(小規模C型に限る。)は、以下の要件を全て満たさなければならない。	1 必要な要件を全て満たしているか。	(1) A・B型実施要綱第5条 (2) 事業所内実施要綱第5条	(1) 要件を満たしていない。	C
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げるもの ・最近の会計年度において債務超過(負債金額が資産総額を超えていることをいう。)となっていないこと。 ・直近3年間の会計年度において、3年間連続して損失を計上していないこと。 	1 必要な要件を全て満たしているか。	(1) C型実施要綱第5条	(1) 要件を満たしていない。	C
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第34条の15第3項各号に掲げるもの ・練馬区内に児童福祉法第35条第4項の規定に基づく認可保育所を設置している法人であること。 ・家庭的保育者、家庭的保育補助者および家庭的保育支援者を雇用し、その者をして事業を実施すること。 				

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 保育に係る意見聴取	事業者は、保護者からの意見を聴取する場を設けることとする。	1 保護者からの意見を聴取する場を設けていない。	(1) A・B型実施要綱第9条 (2) C型実施要綱第11条 (3) 事業所内実施要綱第8条	(1) 意見を聴取する場を設けていない。	B
(3) 書類の整備	事業者は、年度ごとに児童および事業の実施に係る書類を整備し、これを当該年度終了後5年間保管しなければならない。	1 A・B型実施要綱、C型実施要綱または事業所内実施要綱の別表第2に掲げる書類が整備、保管されているか。	(1) A・B型実施要綱第18条 (2) C型実施要綱第20条 (3) 事業所内実施要綱第17条	(1) 書類の整備、保管していない。 (2) 書類の一部が整備されていない。または不備がある。	C B
(4) 支援体制（小規模C型に限る。）	1 小規模C型の家庭的保育者等を支援する保育所（以下「実施保育所」という。）は、家庭的保育者から緊急時等に相談・連絡を受ける体制を整備するなど、家庭的保育者を支援する体制を整備しなければならない。	1 緊急時の相談、連絡体制が整備されているか。 2 家庭的保育者が保育する児童に係る延長保育の協力、健康診断の実施、行事に招く等しているか。 3 家庭的保育者が病気、研修参加、休暇の取得等により、保育を行うことができない場合、実施保育所が代わって児童の保育を行っているか。	(1) C型実施要綱第6条	(1) 緊急時の相談・連絡体制が整備されていない。 (1) 支援体制が整備されていない。	C B
	2 事業者は、家庭的保育者および家庭的保育補助者に対する指導・支援を行う家庭的保育支援者を、原則として実施保育所に配置するものとする。 家庭的保育支援者は、少なくとも3か月に1回以上、小規模保育事業所C型を訪問し、保育の状況把握に努めるとともに、家庭的保育者の相談に応じ、必要な指導・援助を行うものとする。 家庭的保育支援者は、各種研修等に積極的に参加し、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めなければならない。	1 家庭的保育支援者を配置しているか。 2 家庭的保育支援者は、3か月に1回以上、小規模保育事業所C型を訪問し、指導・援助を行っているか。 3 家庭的保育支援者は、相談・指導を行うために必要な知識の向上、技術の習得に努めているか。	(1) C型実施要綱第7条	(1) 家庭的保育支援者を配置していない。 (1) 家庭的保育支援者が訪問していない。 (2) 訪問頻度、指導内容等が不十分である。 (1) 知識の向上、技術の習得に努めていない。	C C B C
	3 事業者は、安全対策の充実と家庭的保育者間の相互協力を円滑に行うため、家庭的保育者のうち1名を、緊急時の安全対策の管理や家庭的保育者間の連携に関する調整を行う保育事業管理者として配置するものとする。	1 家庭的保育者のうち1名を保育事業管理者として配置しているか。	(1) C型実施要綱第8条	(1) 保育事業管理者を配置していない。	B
14 電磁的記録等	1 事業者は、特定教育・保育施設等基準条例および家庭的保育事業等基準条例の規定による書面等の交付または提出については、当該書面等が電磁的記録（HD、CD、DVD等）により作成されている場合には、当該書面等の交付または提出に代えて、電磁的方法（メール、HP、電磁的記録媒体等）により提供することができる。 この場合において、事業者は当該書面等を交付または提出したものとみなす。 なお、電磁的方法により提供する際は、あらかじめ、保護者に対し、その用いつぎに掲げる電磁的方法の種類および内容を明示し、文書または電磁的方法による承諾を得なければならない。 ① 特定教育・保育施設等基準条例第53条第2項各号に規定する方法のうち提供者が使用するもの ② ファイルへの記録の方式	1 電磁的方法により提供する際は、あらかじめ保護者から文書または電磁的方法による承諾を得ているか。 2 電磁的方法の種類および内容を明示しているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第53条第2項、第4項	(1) あらかじめ承諾を得ず電磁的方法で提供している。 (1) 電磁的方法の種類および内容を明示していない、または明示が不十分である。	B B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	2 電磁的方法により提供する場合、保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。	1 保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第53条第3項	(1) 記録を出力することによる文書を作成できない。 (2) 一部記録を出力することによる文書を作成できない。	C B
	3 特定教育・保育施設等基準条例第53条第4項の規定による承諾を得た事業者は、保護者から文書または電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、保護者に対し、電磁的方法によって提供してはならない。	1 電磁的方法による提供を受けない旨の申出をした保護者に対して電磁的方法による提供を行っていないか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第53条第5項	(1) 電磁的方法により提供している	C

保 育 内 容 編

1	保育の状況	
(1)	保育に関する基本原則	1
(2)	人権の尊重	1
(3)	養護に関する基本的事項	1
(4)	全体的な計画の作成	2
(5)	指導計画の作成	2
(6)	指導計画の展開	3
(7)	保育内容等の評価	3
(8)	保育の体制	4
(9)	整備すべき帳簿	5
(10)	保護者との連携	5
(11)	相談および援助	6
2	食事の提供の状況	
(1)	食育計画	6
(2)	食事計画と献立業務	6
(3)	食事の提供	8
(4)	食事の提供の特例	9
(5)	衛生管理	10
(6)	営業の届出等	11
3	健康・安全の状況	
(1)	保健計画	12
(2)	児童健康診断	12
(3)	健康状態の把握	12
(4)	虐待等への対応	12
(5)	疾病等への対応	13
(6)	乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止	14
(7)	児童の安全確保	15

[凡例]

以下の関係法令等を略称してつぎのように表記する。

No.	関係法令等	略称
1	平成26年10月練馬区条例第44号「練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例」	家庭的保育事業等基準条例
2	平成26年10月練馬区条例第45号「練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	特定教育・保育施設等基準条例
3	昭和22年法律第164号「児童福祉法」	児童福祉法
4	平成25年10月18日25練教こ保第1820号「練馬区小規模保育事業実施要綱」	A・B型実施要綱
5	平成25年3月29日24練教こ保第3204号「練馬区小規模保育事業C型実施要綱」	C型実施要綱
6	平成27年3月25日26練教こ保第3265号「練馬区事業所内保育事業実施要綱」	事業所内保育事業実施要綱
7	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
8	平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」	児発第471号通知
9	平成12年法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」	児童虐待の防止等に関する法律
10	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」	東京都子供への虐待の防止等に関する条例
11	令和2年2月14日子保発0214第1号「保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について」	子保発0214第1号通知
12	令和3年3月19日子発0319第1号「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」	子発0319第1号通知
13	平成17年法律第63号「食育基本法」	食育基本法
14	平成16年3月29日雇児保発第0329001号「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる食育）に関する取組の推進について」	雇児保発第0329001号通知
15	令和2年3月31日子発0331第1号、障発0331第8号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」	子発0331第1号通知
16	令和3年4月1日子保発0401第2号「「第4次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」	子保発0401第2号通知
17	令和2年3月31日子母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食育計画について」	子母発0331第1号通知
18	令和2年1月21日厚生労働省告示第10号「食事による栄養摂取量の基準」	食事による栄養摂取量の基準
19	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」	雇児総発第36号通知
20	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」	社援施第65号通知
21	昭和47年労働省令第32号「労働安全衛生規則」	労働安全衛生規則
22	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」	児発第669号通知

23	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」	社援施第97号通知
24	平成8年8月8日児企発第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」	児企発第26号通知
25	平成14年法律第103号「健康増進法」	健康増進法
26	平成15年東京都規則第153号「健康増進法施行規則」	健康増進法施行規則
27	昭和22年12月24日法律第233号「食品衛生法」	食品衛生法
28	昭和28年8月31日政令第299号「食品衛生法施行令」	食品衛生法施行令
29	昭和23年7月13日厚生省令第23号「食品衛生法施行規則」	食品衛生法施行規則
30	令和2年8月5日薬生食監発0805第3号「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う集団給食施設の取扱いについて」	薬生食監発0805第3号通知
31	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発第0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」	雇児総発第0307001号通知
32	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」	平成8年社援施第117号通知
33	昭和33年法律第56号「学校保健安全法」	学校保健安全法
34	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」	学校保健安全法施行令
35	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」	学校保健安全法施行規則
36	平成31年2月28日府子本第189号、30文科初第1616号、子発0228第2号、障発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」	子発0228第2号通知
37	平成31年2月28日府子本第190号、30文科初第1618号、子発0228第3号、障発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」	子発0228第3号通知
38	平成17年2月22日健発第0222002号、薬食発第0222001号、雇児発第0222001号、社援発第0222002号、老発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」	雇児発第0222001号通知
39	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」	雇児発第0120001号通知
40	平成28年3月23日27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」	27福保子保第3650号通知
41	平成30年10月12日30福保子保第3635号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」	30福保子保第3635号通知
42	令和6年2月8日5福祉子保第3004号「保育施設における睡眠時の安全管理の徹底について（通知）」	5福祉子保第3004号
43	令和4年6月13日府子本679号、4初幼教第9号、子少発0613第1号、子保発0613第1号「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について（通知）」	府子本第679号通知
44	令和5年12月14日こ成安第142号、5教参学第30号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第142号通知

45	令和5年5月8日5福保子保第265号「特定教育・保育施設等における事故発生時の対応について」	5福保子保第265号通知
46	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」	雇児総発第402号通知
47	令和5年12月14日こ成安第143号、5教参学第31号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」	重大事故の再発防止のための事後的な検証通知

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 保育の状況 (1) 保育に関する基本原則	<p>家庭的保育事業者等（以下「事業者」という）は、保育を必要とする児童の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする施設であり、入所する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。</p> <p>特定地域型保育は、養護および教育を一体的に行うものであり、保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各施設の実績に応じて、適切に行われなければならない。</p> <p>保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、保育する児童の心身の発達過程に応じた保育を提供しなければならない。保育の内容には、健康状態の観察、服装の異常の有無についての検査、自由遊びおよび午睡等を含むものとする。</p>	1 保育の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章、第2章 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第44条 (3) 家庭的保育事業等基準条例第25条 (4) A・B型実施要綱第8条 (5) C型実施要綱第10条 (6) 事業所内保育事業実施要綱第7条 (7) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)	(1) 保育の内容が適切でない。 (2) 保育の内容が不十分である。	C B
(2) 人権の尊重 ア 人格を尊重した保育	<p>事業者は、児童の最善の利益を考慮し、児童の人権に十分配慮するとともに、児童一人一人の人格を尊重して保育を行わなければならない。</p> <p>一人一人の児童が、自分の気持ちを安心して表すことができ、周囲から主体として受け止められ、主体として育ち、自分を肯定する気持ちが育まれていくようにすること。</p> <p>施設における保育士は、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術および判断をもって、子どもを保育すること。</p>	1 児童一人一人の人格を尊重した保育を行っているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第3条第2項 (2) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア、2(2)イ(7)②、③ (3) 家庭的保育事業等基準条例第5条第1項 (4) A・B型実施要綱第8条第4項 (5) C型実施要綱第10条第4項 (6) 事業所内保育事業実施要綱第7条第4項	(1) 児童一人一人の人格を尊重した保育を行っていない。 (2) 児童一人一人の人格を尊重した保育が不十分である。	C B
イ 虐待等の行為	<p>事業者の職員は、入所中の児童に対し、つぎに掲げる行為その他児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(1) 児童の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。 (2) 児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること。 (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、同居人もしくは生活を共にする他の児童による(1)、(2)または(4)の行為の放置 その他の事業者の職員としての養育または業務を著しく怠ること。 (4) 児童に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。</p>	1 児童の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第25条 (2) 児童福祉法第33条の10 (3) 児童虐待の防止等に関する法律第3条 (4) 保育所保育指針第1章1(1)ア、エ、(5)ア (5) 家庭的保育事業等基準条例第12条	(1) 児童の心身に有害な影響を与える行為をしている。	C
(3) 養護に関する基本的事項	<p>保育における養護とは、児童の生命の保持および情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、地域型保育事業における保育は、養護および教育を一体的に行うことをその特性とするものである。地域型保育事業における保育全体を通じて、養護に関するねらいおよび内容を踏まえた保育が展開されなければならない。</p>	1 養護の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章2 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](3)	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 全体的な計画の作成	<p>事業者は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各施設の保育の方針や目標に基づき、児童の発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、施設の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。</p> <p>全体的な計画は、児童や家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、児童の育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。</p> <p>全体的な計画は、保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各施設が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。</p>	<p>1 全体的な計画を作成しているか。</p> <p>2 全体的な計画の内容は十分か。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ</p> <p>(2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(3)</p>	<p>(1) 全体的な計画を作成していない。</p> <p>(1) 全体的な計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
(5) 指導計画の作成 ア 指導計画の構成	<p>事業者は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、児童の生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な児童の日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。</p>	<p>1 長期的な指導計画を作成しているか。</p> <p>2 長期的な指導計画の内容は十分か。</p> <p>3 短期的な指導計画を作成しているか。</p> <p>4 短期的な指導計画の内容は十分か。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア</p>	<p>(1) 長期的な指導計画を作成していない。</p> <p>(1) 長期的な指導計画の内容が不十分である。</p> <p>(1) 短期的な指導計画を作成していない。</p> <p>(1) 短期的な指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>
イ 作成上の留意事項	<p>1 児童一人一人の発達過程や状況を十分踏まえるとともに、つぎの事項に留意しなければならない。</p> <p>(1) 3歳未満児については、一人一人の児童の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別な計画を作成すること。</p> <p>(2) 3歳以上児については、個の成長と児童相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。</p> <p>(3) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の児童の生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。</p>	<p>1 3歳未満児について、個別な指導計画を作成しているか。</p> <p>2 個別な指導計画の内容は十分であるか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)イ(ア)、(イ)、(ウ)</p>	<p>(1) 3歳未満児について、個別な指導計画を作成していない。</p> <p>(2) 個別な指導計画の内容が不十分である。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
ウ ねらいおよび内容、環境構成	<p>指導計画においては、施設の生活における児童の発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、児童の実態に即した具体的なねらいおよび内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、児童の生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、児童が主体的に活動できるようにする。</p>	<p>1 具体的なねらいおよび内容が設定されているか。</p> <p>2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)ウ</p>	<p>(1) 具体的なねらいおよび内容が設定されていない。</p> <p>(2) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。</p>	<p>B</p> <p>B</p>
エ 生活リズムの調和	<p>1日の生活リズムや在園時間が異なる児童が共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。</p>	<p>1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ</p>	<p>(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。</p>	<p>B</p>
オ 午睡の環境確保と配慮	<p>午睡は生活リズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は児童の発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。</p>	<p>1 午睡等の適切な休息をとっているか。</p> <p>2 安全な睡眠環境を確保しているか。</p> <p>3 一律とならないよう配慮しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④ 第1章2(2)イ(イ)④ 第1章3(2)オ</p>	<p>(1) 午睡等の適切な休息をとっていない。</p> <p>(2) 安全な睡眠環境を確保していない。</p> <p>(3) 一律とならないよう配慮していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
カ 長時間にわたる保育	<p>長時間にわたる保育については、児童の発達過程、生活のリズムおよび心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。</p>	<p>1 長時間にわたる保育について、保育内容等を指導計画に位置付け、適切に対応しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ</p>	<p>(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。</p>	<p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
キ 障害のある児童の保育	障害のある児童の保育については、一人一人の児童の発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある児童が他の児童との生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、児童の状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど、適切な対応を図ること。	1 障害のある児童の保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置付け、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ 第3章2(2)ウ 第4章2(2)イ	(1) 障害のある児童の保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障害のある児童の保育について、家庭や関係機関との連携が不十分である。	B B
(6) 指導計画の展開	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、つぎの事項に留意しなければならない。 (1) 施設長、保育士など全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 (2) 児童が行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、児童が望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 (3) 児童の主眼的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、児童の情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。 2 保育士等は、児童の実態や児童を取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。 3 保育日誌は、保育の過程（全体的な計画・指導計画に基づく保育集団の状況）の記録である。保育の実践を正確に把握し、保育士の反省の資料としてつぎの保育の手掛かりとなる重要な記録簿である。なお、合同保育を行っている場合には、合同保育日誌の作成が必要である。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。 2 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)ア、イ、ウ (1) 保育所保育指針第1章3(3)エ (2) 保育所保育指針第1章3(5)イ (3) A・B型実施要綱第8条 (4) C型実施要綱第10条第3項 (5) 事業所内保育事業実施要綱第7条第2項	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。 (1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。	B B B B
(7) 保育内容等の評価	1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。 (1) 保育士等による自己評価に当たっては、児童の活動内容やその結果だけでなく、児童の心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。 (2) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上および保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、施設全体の保育の内容に関する認識を深めること。 2 事業者は、自らその提供する特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。また、特定地域型保育事業の自己評価は、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえて行い、結果を公表するように努めなければならない。なお、事業者が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や施設の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。	1 保育日誌を作成しているか。 2 保育日誌の記録は十分か。0、1歳児は個人別記録も作成しているか。 1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。 1 施設の自己評価を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ (2) 特定教育・保育施設等基準条例第49条 (3) A・B型実施要綱第8条第3項 (4) C型実施要綱第10条第3項 (5) 事業所内保育事業実施要綱第7条第3項 (1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5) (1) 特定教育・保育施設等基準条例第45条 (2) 保育指針第1章3(4)イ、(5)、第5章1(2) (3) 家庭的保育事業等基準条例第5条第3項	(1) 保育日誌を作成していない。 (1) 保育日誌の記録が不十分である。 (1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。 (1) 施設の自己評価を行っていない。	C B B C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(8) 保育の体制 ア 保育時間、開所時間 および開所日数	<p>3 事業者は、評価の結果を踏まえ、当該施設の保育の内容等の改善を図ること。また、保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価およびこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。</p> <p>参考：保育所における自己評価ガイドライン（厚生労働省）</p> <p>1 保育時間は1日につき8時間を原則とし、児童の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、事業者が定めること。 保育時間は、保育標準時間の認定を受けている児童にあつては11時間以内、保育短時間認定を受けている児童にあつては8時間以内で施設長が定める。</p> <p>2 開所時間は11時間以上とする。</p> <p>3 特定地域型保育事業は、保育を必要とする児童を日々保護者のもとから通わせて保育を行うことを目的とするものであり、理由なく休所することは許されない。保育を必要とする児童がいるにもかかわらず、保育時間を短縮し、個別的な配慮をすることなく一斉に降園させることも認められない。また、家庭保育を依頼することも適切ではない。 休所または一部休所（開所しているが、一部の児童を休ませている場合をいう。）の理由とは、下記のとおりである。 (1) 感染症の疾患 (2) 非常災害の発生 (3) 「警戒宣言」の発令等</p>	<p>1 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。</p> <p>1 保育時間、開所・閉所時間、開所日数が適切に設けられているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針第1章3(5)</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第24条 (2) A・B型実施要綱第3条第3項、第4項、第5項 (3) C型実施要綱第3条第7項、第8項、第9項 (4) 事業所内保育事業実施要綱第3条第3項、第4項、第5項 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(1)</p>	<p>(2) 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない。</p> <p>(1) 施設の都合で保育時間を短縮している。 (2) 保育時間を定めるに当たって保護者の労働時間等を考慮していない。 (3) 11時間の開所時間を確保していない。 (4) 理由なく全部または一部休所している。 (5) 家庭保育を依頼している。</p>	<p>B</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>
イ 保育士の配置	<p>【小規模A型】 保育従事職員は、家庭的保育事業等基準条例およびA・B型実施要綱の規定に基づき算出した数以上の員数とすること。ただし、家庭的保育事業等基準条例第29条第2項各号に定める合計数が1となる場合は、保育士資格を有する常勤職員1名に、保育士資格を有する非常勤職員または子育て支援員研修（地域型保育施設における勤務を想定した内容のカリキュラムに限る。以下同じ。）の修了者を配置することにより、配置基準を満たすものとする。（児童がいらない場合は、子保発0214第1号通知参照）</p> <p>【小規模B型】 保育従事職員は、家庭的保育事業等基準条例およびA・B型実施要綱の規定に基づき算出した数以上の員数とすること。ただし、家庭的保育事業等基準条例第31条第2項各号に定める合計数が1となる場合は、保育士資格を有する常勤職員1名に、保育士資格を有する非常勤職員または保育に従事する者として区長が行う研修を修了した者（以下「研修修了者」という。）を配置することにより、配置基準を満たすものとする。（児童がいらない場合は、子保発0214第1号通知参照）</p> <p>【小規模C型】 家庭的保育者1人が保育することができる児童の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。</p>	<p>1 保育士を適正に配置しているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第29条、第31条、第34条、第44条、第47条、付則第7項、第8項、第9項、第10項 (2) A・B型実施要綱第6条 (3) 事業所内保育事業実施要綱第6条 (4) 子保発0214第1号通知</p>	<p>(1) 保育士を適正に配置していない。 (2) その他不適正な事項がある。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
<p>常勤職員の定義 【小規模A型、小規模B型、事業所内共通】 以下のすべての要件を満たす者とする。</p> <p>① 期間の定めのない労働契約を結んでいること。（1年以上の労働契約を結んでいる場合を含む。）</p> <p>② 労働基準法施行規則により、明示された就業の場所が当該施設であること。</p> <p>③ 勤務時間が当該施設の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1か月に勤務すべき時間数が120時間以上に限る。）に達しているか、また1日6時間以上かつ月20日以上であり、常態的に勤務していること。</p> <p>④ 当該施設（一括適用の承認を受けている場合は本社等）を適用事業所とする社会保険の被保険者であること。</p>					

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>【事業所内保育事業（保育所型）】</p> <p>1 保育従事職員は、家庭的保育事業等基準条例および事業所内保育事業実施要綱の規定に基づき算出した数以上の員数とすること。この場合において、開所時間中は2人以上の保育士を配置すること。ただし、家庭的保育事業等基準条例第44条第2項各号に定める合計数が1となる場合にあつては、保育士資格を有する常勤職員1名に、保育士資格を有する非常勤職員または子育て支援員研修の修了者を配置することにより、配置基準を満たすものとする。（児童がいない場合は、子保発0214第1号通知参照）</p> <p>2 非常勤職員を配置する場合は、保育士資格を有する常勤職員を各組、各グループ等に1人以上配置されていること。</p> <p>【事業所内保育事業（小規模型）】</p> <p>保育従事職員は、家庭的保育事業等基準条例および事業所内保育事業実施要綱の規定に基づき算出した数以上の員数とすること。この場合において、開所時間中は常勤職員1名を含む2人以上の保育士を配置すること。ただし、家庭的保育事業等基準条例第47条第2項各号に定める合計数が1となる場合にあつては、保育士資格を有する常勤職員1名に、保育士資格を有する非常勤職員または研修修了者を配置することにより、配置基準を満たすものとする。（児童がいない場合は、子保発0214第1号通知参照）</p>				
(9) 整備すべき帳簿	<p>1 児童出欠簿は、入退所の状況または各種報告の基礎になるものであり、全ての児童について毎日正確に記録し、また、常に保管場所を明らかにしておく必要がある。</p> <p>2 児童票(こは)は、個々の児童の状態を把握するものとして児童の保育経過記録と、児童の保育上必要な最低限の家庭の状況等の参考記録が必要である。</p>	<p>1 常勤の保育士が各組や各グループ等に1人以上配置されているか。</p> <p>1 児童出欠簿を作成しているか。</p> <p>1 児童票を作成しているか。</p>	<p>(1) 事業所内保育事業実施要綱第6条 (2) 子発0319第1号通知</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第49条第2項第2号 (3) A・B型実施要綱第18条 (4) C型実施要綱第20条 (5) 事業所内保育事業実施要綱第17条</p> <p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (2) 保育所保育指針第1章3(3)エ</p>	<p>(1) 常勤の保育士が各組や各グループ等に1名以上配置されていない。</p> <p>(1) 児童出欠簿を作成していない。 (2) 児童出欠簿の記録が不十分である。</p> <p>(1) 児童票を作成していない。 (2) 児童票の記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p>
(10) 保護者との連携	<p>1 事業者は、常に保育する児童の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解および協力を得るよう努めなければならない。また、日常の保育に関連した様々な機会を活用し児童の日々の様子の伝達や収集、保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること。 なお、3歳未満児については、連絡帳を備えること。</p> <p>2 緊急時に保護者へ早急に連絡できるよう緊急連絡表など必要な体制を整備しておくなければならない。</p>	<p>1 保護者との連携は十分か。</p> <p>1 緊急連絡表等必要な体制を整備しているか。</p>	<p>(1) 家庭的保育事業等基準条例第26条 (2) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)、第2章1(3)エ、4(3)、第3章1(1)、(3)、第4章2(1)ア (3) A・B型実施要綱第12条 (4) C型実施要綱第14条 (5) 事業所内保育事業実施要綱第11条 (6) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所]3ウ</p> <p>(1) A・B型実施要綱第12条第2項 (2) C型実施要綱第14条第2項 (3) 事業所内保育事業実施要綱第11条第2項</p>	<p>(1) 保護者との連絡体制ができていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。 (3) 緊急時の連絡先の把握が不十分である。</p> <p>(1) 緊急連絡表等必要な体制を整備していない。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>C</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(11) 相談および援助	事業者は、常に児童の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、児童またはその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 児童の心身の状況、置かれている環境等の把握に努めているか。 2 児童またはその保護者に対し、相談に応じ、助言その他援助を行っているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第10条、第17条 (2) 保育所保育指針第2章1(3)エ、第4章1(1)、2(1)、(2)、(3)ア	(1) 把握に努めていない、または把握が不十分である。 (1) 相談に応じていない。 (2) 助言その他援助を行っていない。 (3) 対応が不十分である。	B C C B
2 食事の提供の状況	(保育所の特性を生かした食育) 子どもたちが豊かな人間性をはぐみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。 保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標としており、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものである。 (食育の環境の整備等) 日々提供される食事について、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる「食育」の実践に努めること。 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮すること。 ゆとりある時間と、採光や安全性の高い食事の空間を確保し、温かい雰囲気になるよう配慮すること。テーブル、椅子、食器や食具の材質や形などは子どもの発達に応じて選択し、食べる場に温かみを感じることができるよう配慮すること。 保護者や地域の多様な関係者との連携および協働の下で、食に関する取組が進められること。また、区の支援の下に、地域の関係機関等との日常的な連携を図り、必要な協力が得られるよう努めること。 参考：「保育所における食事の提供ガイドライン」、「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(厚生労働省)		(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条第5項 (2) 保育所保育指針第3章2 (3) 子発0331第1号通知 (4) 食育基本法		
(1) 食育計画	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価および改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 作成に当たっては、柔軟で発展的なものとなるように留意し、同時に、各年齢を通して一貫性のあるものとする必要がある。 食育の計画を踏まえて実践が適切に進められているかどうかを把握し、つぎの食育の資料とするため、その経過や結果を記録し、自己の食育実践を評価し、改善するように努めることが必要である。	1 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条 (2) 保育所保育指針第3章2(1)ウ (3) 子保発0401第2号通知	(1) 食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成していない。	B
(2) 食事計画と献立業務 ア 食事計画	1 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状態、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(以下「食事計画」という。)を立てること。食事計画について、「食事の栄養摂取量の基準」を活用する場合には、施設や子どもの特性に応じた適切な活用を図ること。	1 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準	(1) 食事による栄養摂取量の基準を活用した食事計画を策定していない。	B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 献立の作成	<p>2 子どもの性、年齢、発育・発達状況、栄養状態、生活状況等を把握・評価し、提供することが適当なエネルギーおよび栄養素の量(以下「給与栄養量」という。)の目標を設定するよう努めること。 昼食など1日のうち特定の食事を提供する場合には、対象となる園児の生活状況や栄養摂取状況を把握、評価した上で、1日全体の食事こ占める特定の食事から摂取されることが適当とされる給与栄養量の割合を勘案し、その目標を設定するよう努めること。</p>	1 給与栄養量の目標を設定しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条 (2) 子発0331第1号通知 (3) 子母発0331第1号通知	(1) 給与栄養量の目標を設定していない。	B
	<p>3 献立作成、調理、盛り付け・配膳、喫食等各場面を通して関係する職員が多岐にわたることから、定期的に施設長を含む関係職員による情報の共有を図るとともに、常に施設全体で、食事計画・評価を通じて食事の提供に係る業務の改善に努めること。</p> <p>施設において、児童に食事を提供するに当たっては、食品の種類および調理方法について栄養ならびに児童の身体的状況および嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。</p> <p>献立作成に当たっては、児童の食に関する嗜好や体験が広がり、かつ、深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組合せにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。</p> <p>献立の作成に当たっては、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状態等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。</p> <p>日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。</p> <p>例示 ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。 ・3歳未満、3歳以上児の区分がある。</p>	1 定期的に施設長を含む関係職員が参加の上、給食(献立)会議等による情報の共有を図っているか。	(1) 子母発0331第1号通知3(2)	(1) 定期的に施設長を含む関係職員参加の上、給食(献立)会議による情報の共有を図っていない。	B
ウ 給食材料の用意、保管	<p>施設において、児童に食事を提供するに当たっては、食品の種類および調理方法について栄養ならびに児童の身体的状況および嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、児童の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。</p> <p>献立作成に当たっては、児童の食に関する嗜好や体験が広がり、かつ、深まるよう、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、多様な食品や料理の組合せにも配慮すべきであり、簡易な食事の提供は認められない。簡易な食事の提供とは、米飯の外注・既製品の多用・副食の一部外注のほか、パンと牛乳・カップラーメンなどの調理の手間を省いている食事をいう。</p> <p>献立の作成に当たっては、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状態等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮すること。</p> <p>日々提供される食事については、食事内容や食事環境に十分配慮すること。また、子どもや保護者等に対する献立の提示等食に関する情報の提供や、食事づくり等食に関する体験の機会の提供を行うとともに、将来を見据えた食を通じた自立支援につながる食育の実践に努めること。</p> <p>例示 ・2週間周期以上の献立となっている。 ・誕生会、行事食等が盛り込まれている。 ・四季に応じた食品が使用されている。 ・3歳未満、3歳以上児の区分がある。</p>	1 献立を適切に作成しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条 (2) A・B型実施要綱第8条第6項第4号 (3) C型実施要綱第10条第6項第4号 (4) 事業所内保育事業実施要綱第7条第6項第4号 (5) 子発0331第1号通知 (6) 子母発0331第1号通知	(1) 献立を作成していない。 (2) 献立が給与栄養量を満たしていない。 (3) 予定献立の記載が不十分である。 (4) 責任者の関与がない。 (5) 簡易な食事の提供をしている。 (6) 献立が季節感などを考慮した変化に富む内容になっていない。 (7) 既製品(インスタント食品・市販の調理済み製品等)の使用が随所に見られる。 (8) おやつが甘味品・菓子類に偏っている。	C B B B B B
	<p>献立表で計画されたメニューを可能な限り正確に実施するには、日々食数を把握し、必要量を購入することになる。そして、食品購入(の手続)受払等は、適切に管理、把握しなければならぬ。給食規模の大小にかかわらず、発注・払出は伝票等により把握すること。</p> <p>給食材料の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。</p>	1 給食材料を適切に用意、保管しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[共通事項](3) (3) 雇児総発第36号通知 (4) 社援第65号通知 (5) 社援第97号通知	(1) 正当な理由なく献立に従って食品を購入していない。 (2) 数量に大幅な違いがみられる。 (3) 発注書・納品書がない、または不十分である。 (4) 発注に当たって責任者の関与がない。 (5) 給食材料の検収を全く行っていない。 (6) 在庫食品の受払を把握していない、または不十分である。	C C B B C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 食事の提供	1 事業者は、児童に食事を提供するときは、事業所内で調理する方法により行わなければならない。原則として、自園内に設置した調理設備で調理を行うこと。	1 自園調理を行っている。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条 (2) A・B型実施要綱第8条第6項 (3) C型実施要綱第10条第6項 (4) 事業所内保育事業実施要綱第7条第6項	(1) 自園調理（特例の場合を除く）により食事の提供を行っていない。	C
ア 献立に基づく提供	調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。独自で献立を作成することが困難な場合には、区立保育所の献立を活用する等工夫すること。	1 あらかじめ作成された献立に従って食事を提供しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条 (2) A・B型実施要綱第8条第6項 (3) C型実施要綱第10条第6項 (4) 事業所内保育事業実施要綱第7条第6項	(1) 正当な理由なく、献立に従って食事を提供していない。	C
		2 食事の提供に関する記録(給食日誌、実施献立等)を作成しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[共通事項](4)	(1) 食事の提供に関する記録を作成していない。 (2) 実施献立の記載内容が不十分である。	C B
イ 児童の状況に応じた配慮	1 一人一人の子どもの生活リズム、発達過程、保育時間などに応じて活動内容のバランスや調和を図りながら、適切な食事が取れるようにすること。 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	1 児童の状況に応じた配慮をしているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条 (2) 保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)④ 第3章2(2)ウ	(1) 児童の状況に応じた配慮を行っていない。 (2) 児童の状況に応じた配慮が不十分である。	C B
	2 「食事による栄養摂取量の基準」は、乳児、1～2歳児の各段階で給与栄養目標量を定めているが、3歳未満児は食品の種類・調理方法に児童の身体的状況および発達段階での咀嚼力向上について考慮する必要がある。 (乳児) 乳児の食事は、個人差に応じて授乳を行い、離乳を進めていく中で、様々な食品に少しずつ慣れ、食べることを楽しめるよう配慮すること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、離乳食が完了期へと徐々に移行する中で、様々な食品に慣れるようにするとともに、和やかな雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、保育所保育指針第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応すること。栄養士および看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 (1歳以上3歳未満児) 1歳以上3歳未満児の食事は、一人一人の状態に応じ、落ち着いた雰囲気の中で行うようにし、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重すること。また、基本的な生活習慣の形成に当たっては、家庭での生活経験に配慮し、家庭との適切な連携の下で行うようにすること。 健康な心と体を育てるためには望ましい食習慣の形成が重要であることを踏まえ、ゆったりとした雰囲気の中で食べる喜びや楽しさを味わい、進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。 参考：「授乳・離乳の支援ガイド」(厚生労働省)	1 乳児および1歳以上3歳未満児に対する配慮をしているか。	(1) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[共通事項](5) (2) 保育所保育指針第2章1(2)ア(イ)①③、(ウ)②、(3)ウ、第2章2(2)ア(イ)②④、(ウ)②④ (3) 子発0331第1号通知 (4) 食事による栄養摂取量の基準 (5) A・B型実施要綱第8条第6項 (6) C型実施要綱第10条第6項 (7) 事業所内保育事業実施要綱第7条第6項	(1) 乳児および1歳以上3歳未満児に対する配慮を行っていない。 (2) 乳児および1歳以上3歳未満児に対する配慮が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>3 子どもの健康と安全の向上に資する観点から、子どもの食物アレルギー等に配慮した食事の提供を行うとともに、食物アレルギー対策に取り組み、食物アレルギーを有する子どもの生活がより一層、心・安全なものとなるよう誤配および誤食等の発生予防に努めること。</p> <p>子ども自身が自分の食物アレルギーの状況を自覚し、食物アレルギーを有していることを自身の言葉で伝えることが困難であることなども踏まえ、生活管理指導表等を活用するなどして、状況を把握するとともに、平素より危機管理体制を構築しておくこと。</p> <p>アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断および指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。</p> <p>参考：「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省）、「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」、「保育園・幼稚園・学校における食物アレルギー日常生活・緊急時対応ガイドブック」（東京都福祉保健局）</p>	1 食物アレルギーへの対応を適切に行っているか。	(1) 保育所保育指針 第2章1(2)ア(ウ)②、2(2)ア(ウ)② 第3章1(3)ウ、2(2)ウ (2) 子母発0331第1号通知 (3) A・B型実施要綱第8条第6項 (4) C型実施要綱第10条第6項 (5) 事業所内保育事業実施要綱第7条第6項	(1) 食物アレルギーへの対応を適切に行っていない。 (2) 食物アレルギーへの対応が不十分である。	C B
	4 乳児にミルクを与えた場合はゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うこと。離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うこと。	1 授乳後および食事後の処遇等が行われているか。	(1) A・B型実施要綱第8条第6項 (2) C型実施要綱第10条第6項 (3) 事業所内保育事業実施要綱第7条第6項	(1) 授乳後および食事後の処遇等が行われていない。	C
ウ 食事の中止等	<p>食事は主食、副食および間食を毎日提供する必要がある。理由なく、園外保育や愛情弁当と称して、保護者全員の同意を得られないまま食事を提供しないことは、一種の保護者負担を強要することである。</p> <p>なお、食事の中止等の理由とは、</p> <p>(1) 感染症の発生に伴う保健所の指示 (2) 調理室の改築・修繕等 (3) 非常災害等で給食することが不可能などである。</p>	1 施設の都合で食事を中止していないか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第15条 (2) 保育所保育指針 第1章2(2)イ(イ)④ 第2章3(2)ア(イ)⑤ (3) 子母発0331第1号通知	(1) 食事の提供を中止している。 (2) 間食を提供していない。 (3) その他不適切な事項がある。	C B B
(4) 食事の提供の特例 食事の搬入	<p>1 連携施設、事業者と同一の法人等が運営する施設、保育所等の調理業務を受託している事業者のうち区が適当と認める施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、事業所等に搬入する方法により行う場合は、以下の要件を満たさなければならない。</p> <p>(1) 必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。 (2) 児童に対する食事の提供の責任が事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制および調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 (3) 事業所等またはその他の施設、保健所、区等の栄養士により、献立等について栄養の観点から指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。 (4) 調理業務の受託者を、事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。こと。 (5) 児童の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、児童の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができること。 (6) 食を通じた児童の健全育成を図る観点から、児童の発育および発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。</p>	1 搬入施設から搬入する場合の要件を満たしているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第16条第1項	(1) 搬入施設から搬入する場合の要件を満たしていない。	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 衛生管理	<p>2 搬入施設は、つぎの各号のいずれかの施設とする。</p> <p>(1) 連携施設</p> <p>(2) 事業者と同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業または事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該事業者による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、児童の年齢および発達の段階ならびに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養量の給与等、児童の食事の内容、回数および時機に適切に応じることができる者として区が適当と認めるもの</p>	<p>1 搬入施設は、家庭的保育事業基準条例第16条第2項に定めるいずれかの施設か。</p>	<p>(2) 家庭的保育事業等基準条例第16条第2項</p>	<p>(1) 定められた搬入施設以外の施設から搬入している。</p>	C
	<p>食品衛生法等の改正により、営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定または多数の者に食品を供与する施設（以下「集団給食施設」という。）は、令和3年6月1日から、HACCPに沿った衛生管理を実施することおよび食品責任者を選任することとされている。</p> <p>※HACCPに沿った衛生管理について 「大量調理施設衛生管理マニュアル（平成9年3月24日付け衛食第85号別添 最終改正：平成29年6月16日付け生食発0616第1号）」は、HACCPの概念に基づき策定されていることから、既にこれに従って衛生管理を実施している場合は、新たな対応は生じない。 これまで「大量調理施設衛生管理マニュアル」を活用していない中小規模等の集団給食施設においては、関係業界団体等が作成し、厚生労働省が内容を確認した手引書（「小規模な一般飲食店向けや旅館・ホテル向けの手引書」等（厚生労働省ホームページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」に記載）を参考にして、HACCPに沿った衛生管理を実施することも可能とされている。</p> <p>（参考）薬生食監発0805第3号通知</p>	<p>1 衛生管理が適切に行われているか。</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (3) 薬生食監発0805第3号通知 (4) 家庭的保育事業等基準条例第17条第4項 (5) 雇児総発第36号通知 (6) 社援発第97号通知 (7) 「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」（平成9年6月30日衛食第201号） (8) 雇児発第0120001号通知 (9) 労働安全衛生規則第47条 (10) A・B型実施要綱第17条 (11) C型実施要綱第19条 (12) 事業所内保育事業実施要綱第16条 (13) 社援発第65号通知</p>	<p>(1) 衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理が不十分である。</p>	C B
ア 検便	<p>事業者は、職員について、雇入れ時および月1回以上の細菌検査を行わなければならない。</p>	<p>1 雇入れ時および月1回以上の検便を行っているか。</p> <p>2 検査結果を適切に保管しているか。</p>		<p>(1) 雇入れ時または月1回以上の検便を行っていない。 (2) その他不十分な事項がある。（検査項目不足等） (1) 検査結果を適切に保管していない。</p>	C B C
イ 調理従事者の健康チェックおよび調理室等の点検	<p>調理従事者および調乳担当者は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意し、下痢、嘔吐、発熱などの症状があった時、手指等に化膿創があった時は調理作業に従事しないこと。下痢または嘔吐等の症状がある調理従事者および調乳担当者については、直ちに医療機関を受診し、感染性疾患の有無を確認すること。</p>	<p>1 調理従事者および調乳担当者の健康チェックを毎日行い記録しているか。</p>	<p>(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 家庭的保育事業等基準条例第14条第2項、 (6) 雇児総発第36号通知 (7) 社援発第65号通知</p>	<p>(1) 調理従事者および調乳担当者の健康チェックを行っていない。（下痢、嘔吐、発熱、手指等の化膿創等） (2) 調理従事者および調乳担当者の健康チェックが不十分である。</p>	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 食中毒事故対策	<p>園長等の責任者は、施設の衛生管理に関する責任者(以下「衛生管理者」という。)に調理室等の衛生管理の点検作業を行わせるとともに、その都度点検結果を報告させ、適切に点検が行われたことを確認して記録を保管すること。</p> <p>園長等の責任者は、衛生管理者に毎日作業開始前、各調理従事者等および各調乳担当者の健康状態を確認させ、その結果を記録させること。</p> <p>調理室、食器等および飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じること。</p>	2 調理室、食材等の衛生管理は適切か。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、別表第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 雇児総発第36号通知 (6) 社援施第65号通知 (7) 児発第669号通知	(1) 調理室の衛生管理が不適切である。 (2) 衛生管理の自主点検を行い、記録していない。 (3) 食材および食器等の洗浄および保管が不適切である。	C B C
	<p>1 食中毒事故の発生防止については、新鮮な食品の入手、適温管理をはじめ、特に調理、盛りつけ時の衛生(なま物はなるべく避け、加熱を十分に行う、盛りつけは手で行わない等)には十分留意すること。また、調理後はなるべく速やかに喫食させるようにし、やむを得ない場合は冷蔵保存等に努めること。</p> <p>食中毒の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。</p> <p>施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに児童および全職員が、清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。</p>	1 食中毒事故の発生予防を行っているか。	(1) 食品衛生法第51条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第66条の2、第66条の3、別表第17、第18 (3) 食品衛生法施行令第34条の2 (4) 薬生食監発0805第3号通知 (5) 家庭的保育事業等基準条例第14条 (6) 保育所保育指針第3章3(1) (7) 社援施第97号通知 (8) 雇児発第0120001号通知 (9) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[共通事項](6)	(1) 食中毒事故の発生予防を行っていない。 (2) 食中毒事故の発生予防が不十分である。	C B
	<p>2 検食を食事提供前に行い、異味、異臭その他の異常が感じられる場合には、直ちに食事の提供を中止するなどの措置を講ずること。</p>	1 検食を適切に行っているか。	(1) 雇児総発第0307001号通知 (2) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[共通事項](6)	(1) 検食を行っていない。 (2) 検食の実施方法が不十分である。 (3) 検食の記録を作成していない。	C B B
	<p>3 万一、食中毒事故が発生した場合、あるいはその疑いが生じた場合には医師の診察を受けるとともに、速やかに最寄りの保健所に連絡を取り指示を仰ぐなどの措置を取り、事故の拡大を最小限にとどめるように徹底すること。</p>	1 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。	(1) 保育所保育指針第3章3(1) (2) 社援施第97号通知 (3) 雇児発第0222001号通知 (4) 児企発第26号通知	(1) 食中毒事故が発生した場合の事後対策がとられていない。 (2) 食中毒事故が発生した場合の事後対策が不十分である。	C B
<p>4 食中毒事故の原因究明のため、検査用保存食を保存すること。原材料および調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存すること。原材料は、特に洗浄、殺菌等を行わず、購入した状態で保存すること。(小規模C型を除く。)</p>	1 検査用保存食を適切に保存しているか。	(1) 平成8年社援施第117号通知 (2) 社援施第65号通知 (3) 雇児総発第36号通知	(1) 検査用保存食を保存していない。 (2) 検査用保存食の保存方法、保存期間等が一部不適切である。	C B	
<p>(6) 営業の届出等(集団給食施設) ア 営業の届出等(集団給食施設)</p> <p>集団給食施設の設置者または管理者は、施設の所在地、名称等について、施設の所在地を管轄する保健所等に届け出なければならない。(令和3年6月1日時点で既に稼働している集団給食施設については、令和3年11月30日までに届け出なければならない。)</p> <p>なお、調理業務を外部事業者へ委託する場合、施設の調理場を使用するか否かにかかわらず、受託事業者は通常の営業と同様に飲食店営業の許可を受ける必要がある。</p>	1 営業の届出をしているか。	(1) 食品衛生法第57条、第68条 (2) 食品衛生法施行規則第70条の2 (3) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 営業の届出をしていない。	B	

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 食品衛生責任者の選任	集団給食施設の設置者または管理者は、食品衛生責任者を定めること。 食品衛生責任者には、医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、栄養士等のほか、都知事が行う講習会または都知事等が適正と認める講習会を受講した者を当てることが可能。	1 食品衛生責任者を選任しているか。	(1) 食品衛生法施行規則第66条の2、別表第17 (2) 薬生食監発0805第3号通知	(1) 食品衛生責任者を選任していない。	B
3 健康・安全の状況					
(1) 保健計画	児童の健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の児童の健康の保持および増進に努めていくこと。	1 保健計画を全体的な計画に基づいて作成しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を全体的な計画に基づいて作成していない。	B
(2) 児童健康診断	1 事業者は、利用児童に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断および臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。	1 利用開始時の健康診断を行っているか。 2 健康診断を年2回行っているか。 3 実施時期・方法は適切か。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第17条第1項、第2項 (2) 学校保健安全法第11条、第13条、第17条 (3) 学校保健安全法施行令 (4) 学校保健安全法施行規則 (5) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 利用開始時の健康診断を行っていない。 (1) 健康診断を年2回行っていない。 (1) 実施時期・方法等が不適切である。	C C B
	2 児童の心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、活用するとともに、保護者に連絡し、保護者が児童の状態を理解し、日常生活に活用できるようにすること。	1 健康診断の記録を作成しているか。 2 保護者に健康診断の結果について連絡しているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)イ	(1) 健康診断の記録を作成していない。 (2) 記録が不十分である。 (1) 保護者に連絡していない。 (2) 連絡が不十分である。	C B C B
(3) 健康状態の把握	1 一人一人の児童の平常の健康状態や発育および発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 保護者からの情報とともに、登所時および保育中を通じて児童の状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や傷害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 日々の健康状態を観察しているか。 2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ (1) 家庭的保育事業等基準条例第26条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B C B
	2 児童の心身の状態に応じて保育するために、児童の健康状態ならびに発育および発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。	1 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)ア	(1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。	B
(4) 虐待等への対応	児童の心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、区や関係機関（嘱託医、児童相談所、福祉事務所、児童委員、保健所等）と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。 また、虐待が疑われる場合には、速やかに区または児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。	1 児童虐待の早期発見のために児童の心身の状態等を観察しているか。 2 虐待が疑われる場合や不適切な養育の兆候が見られる場合に、適切に対応しているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第10条 (2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条 (3) 児童福祉法第25条 (4) 保育所保育指針第3章1(1)ウ、第4章2(3)イ (5) A・B型実施要綱第8条第5項 (6) C型実施要綱第10条第5項 (7) 事業所内保育事業実施要綱第7条第5項 (8) 東京都子供への虐待の防止等に関する条例7条 (9) 子発0228第2号通知 (10) 子発0228第3号通知	(1) 児童虐待の早期発見のために児童の心身の状態等を観察していない。 (1) 適切に対応していない。 (2) 関係機関との連携が図られていない。	C C C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 疾病等への対応 ア 体調不良・傷害	児童の体調が急変した場合その他必要な場合は、速やかに保護者または医療関係への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 急な病気等への対処を適切に行っているか。 2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第18条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア (3) A・B型実施要綱第14条第1項 (4) C型実施要綱第16条第1項 (5) 事業所内保育事業実施要綱第13条第1項	(1) 急な病気等への対処を適切に行っていない。 (1) 保護者との連絡を取っていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C C B
イ 感染症	感染症の発生またはまん延を防止するため、必要な措置を講じるように努めなければならない。 感染症予防のためには、手洗いの励行が重要かつ有効であり、児童、職員ともに手洗いの徹底を図ること。また、使用するタオル等は、他人と共用しないこと。(感染症予防対策の例) ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前および排便または排便の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 参考：保育所における感染症対策ガイドライン(厚生労働省) 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、区、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する事業者の対応方法について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。	1 感染症の予防対策を講じているか。 2 入所前の既往歴および予防接種等の状況を把握しているか。 3 感染症発生時にまん延防止対策を講じているか。また、再発防止対策に、園全体で取り組んでいるか。 4 感染症発生時には、速やかに地域の医療機関と連携し、また保健所等へ報告しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 雇児発第0222001号通知 (1) 家庭的保育事業等基準条例第14条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)イ (3) 雇児発第0222001号通知 (1) 雇児発第0222001号通知	(1) 感染症予防対策を適切に行っていない。 (2) 感染症予防対策が不十分である。 (1) 入所前の既往歴および予防接種等の状況を把握していない、または不十分である。 (1) まん延防止対策を講じていない。 (2) まん延防止対策が不十分である。	C B C B
ウ アレルギー疾患	アレルギー疾患を有する児童の保育については、保護者と連携し、医師の診断および指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該施設の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 (対策例) ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 ・生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ・誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別の対応を行うことができるようにする等の環境面における対応を行う。 参考：保育所保育指針第3章1(3) ・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること。食物アレルギーを有する子どもの食器の色などを変えて注意喚起するなどが挙げられる。 参考：保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(厚生労働省) 参考：「教育・保育施設における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府)	1 アレルギー疾患への対応を適切に行っているか。 ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 ・食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別の対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか ・全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子どもの現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解および連携を図っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)ウ、第3章3(2)ア、イ (2) 雇児総発第402号通知 (3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止	<p>乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育および発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づき保健的な対応を行うこと。</p> <p>乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防および睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を遵守すること。</p> <p>1歳以上であっても、児童の発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの児童については特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかり確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか。) 児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) 睡眠前には口の中に異物がないかを確認する。 柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ヒモおよびヒモ状のものをそばに置かない。 厚着をさせすぎない、暖房を効かせ過ぎない。 必ず大人が見ていること。(子どもから目を離さない。子ども全員が見える位置につく。死角を作らない。) 児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。子どもを一人にしない。(子どもだけにしない。) 保育室内の禁煙を徹底する。 日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等) <p>参考「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)</p> <p>参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府)</p>	<p>1 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策を講じているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられている。 <p>2 午睡(睡眠)時のチェックをきめ細やかにを行い、記録しているか。</p>	<p>(1) 保育所保育指針 第2章1(3)ア 第3章1(3)イ、3(2)ア、イ</p> <p>(2) 雇児総発第402号通知</p> <p>(3) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1[保育所](5)、第2[共通事項](2)</p> <p>(4) 27福保子保第3650号通知</p> <p>(5) 30福保子保第3635号通知</p> <p>(6) 5福祉子保第3004号通知</p>	<p>(1) 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策を講じていない。</p> <p>(2) 乳幼児突然死症候群の予防および睡眠中の事故防止対策が不十分である。</p> <p>(1) 睡眠時、きめ細やかな観察を行っていない。</p> <p>(2) 睡眠時の観察が不十分である。</p> <p>(3) 記録をしていない。</p> <p>(4) 記録が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 児童の安全確保 ア 事故防止	<p>1 保育中の事故防止のために、児童の心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。</p> <p>事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、児童の主體的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p> <p>(対策例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 危険な箇所、設備等を把握しているか。 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内および園庭内の点検を定期的実施する。 施設、事業者はあらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施したうえで、文書として記録するとともにその結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 <p>参考：「教育・施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府）</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日の子ども健康状態を把握し、誤嚥等による窒息リスクとなるものを除去する。 過去に誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段と異なる内容・形態にて食事等の提供がされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 <p>参考：「教育・施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府） 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防にむけた注意喚起について」（令和3年12月17日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）</p>	<p>1 児童の事故防止に配慮しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 事故発生の防止のための指針の整備等を行っているか。 <p>2 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。</p> <p>3 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第32条</p> <p>(2) A・B型実施要綱第14条第2項</p> <p>(3) C型実施要綱第16条第2項</p> <p>(4) 事業所内保育事業実施要綱第13条第2項</p> <p>(5) 保育所保育指針第1章1(4)イ 第1章2(2)ア(イ)② 第3章3(2)ア、イ</p> <p>(6) 児発第418号通知</p> <p>(7) 雇児総発第402号通知</p> <p>(8) 府子本第659号通知</p> <p>(9) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)</p> <p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第32条</p> <p>(2) A・B型実施要綱第14条第2項</p> <p>(3) C型実施要綱第16条第2項</p> <p>(4) 事業所内保育事業実施要綱第13条第2項</p> <p>(5) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(6) 児発第418号通知</p> <p>(7) 雇児総発第402号通知</p> <p>(8) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)</p> <p>(1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ</p> <p>(2) 児発第418号通知</p> <p>(3) 雇児総発第402号通知</p> <p>(4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5)</p>	<p>(1) 児童の事故防止に配慮していない。</p> <p>(2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。</p> <p>(1) 定期的に点検していない。</p> <p>(2) 定期的な点検が不十分である。</p> <p>(1) 窒息のリスクとなるものを除去していない。</p> <p>(2) 窒息のリスクとなるものの除去が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p> <p>C</p> <p>B</p>

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
イ 事故発生時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士等が対応する。 職員は子どもの列の前後（加えて人数に応じて列の中）を歩く、交差点等で待機する際には、車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。 散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法に等について検討し、必要な対策を実施する。 <p>参考：「保育所等での保育における安全管理の徹底について」（令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡） 「保育所等における園外保育時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）</p>	4 園外保育時に複数の職員（うち1人以上は常勤保育士）が対応しているか。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 園外保育時に複数の職員（うち1人以上は常勤保育士）が対応していない。 (2) 園外保育時に複数の職員（うち1人以上は常勤保育士）の対応が不十分である。 	C B
	<ul style="list-style-type: none"> プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 <p>参考：「教育・保育施設等における事故防止および事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月内閣府）、 「保育所等での保育における安全管理の徹底について」（令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）</p>	5 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ (2) 児発第418号通知 (3) 雇児総発第402号通知 (4) 府子本第679号通知 (5) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(5) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 監視に専念する職員を配置していない。 (2) 監視に専念する職員の配置が不十分である。 	C B
	2 児童の登降園は、送迎時における児童の安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。また、保護者以外の者が迎えにくる場合、原則としてその都度職員が保護者に確認する必要がある。	1 児童の送迎は保護者等が行うよう周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育所保育指針第3章3(2)ア、イ、ウ (2) 雇児総発第402号通知別添-2-1 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 周知していない。 (2) 周知が不十分である。 	C B
	3 児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車および降車の際に、点呼等により、児童の所在を確認しなければならない。	1 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第7条の3	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自動車への乗降車の際に、児童の所在を確認していない。 (2) 自動車への乗降車の際に、児童の所在の確認が不十分である。 	C B
	1 事故により傷害等が発生した場合には、児童の状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や児童のかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過および対応を事故簿に記録するとともに施設全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急また簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 施設における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講ずること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保育所保育指針第3章1(3)ア (2) 特定教育・保育施設等基準条例第49条第2項 (3) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (4) 5福保子保第265号通知 (5) 重大事故の再発防止のための事後的な検証通知 (6) 児発第471号通知別紙1-2(2)第1-1〔保育所〕(7) 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。 	C B
		2 事故の経過および対応を事故簿等に記録しているか。		<ul style="list-style-type: none"> (1) 事故簿等を記録していない。 (2) 事故簿等の記録が不十分である。 	C B

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
ウ 損害賠償保険	<p>2 つぎに掲げる事故等が発生した場合には、区に報告すること。</p> <p>(1) 死亡事故</p> <p>(2) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）</p> <p>(3) 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等</p> <p>(4) 感染症もしくは食中毒の発生または発生が疑われる状況が生じ、つぎのア、イまたはウに該当する場合</p> <p>ア 同一の感染症もしくは食中毒によるまたはそれらによると疑われる死亡者または重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合</p> <p>イ 同一の感染症もしくは食中毒の患者またはそれらが疑われる者が10名以上または全利用者の半数以上発生した場合</p> <p>ウ アおよびイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合</p> <p>(5) 迷子、置き去り、連れ去り等が発生し、または発生しかけた場合</p> <p>(6) その他、児童の生命または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合</p> <p>事故報告の第1報は原則事故発生当日（遅くとも事故発生翌日）、第2報は原則1か月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること</p>	<p>1 報告対象となる事故を、区に速やかに報告しているか。</p>	<p>(1) こ成安第142号通知</p> <p>(2) 5福保子保第265号通知</p> <p>(3) A・B型実施要綱第15条</p> <p>(4) C型実施要綱第17条</p> <p>(5) 事業所内保育事業実施要綱第14条</p>	<p>(1) 事故報告が行われていない。</p> <p>(2) 事故報告が速やかに行われていない。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>1 事業者は、補償額が</p> <p>(1) 1回の事故につき5億円以上</p> <p>(2) 1名の事故につき5千万円以上の賠償責任保険に加入しなければならない。</p>	<p>1 定められた補償額以上の賠償責任保険に加入しているか。</p>	<p>(1) A・B型実施要綱第16条</p> <p>(2) C型実施要綱第18条</p> <p>(3) 事業所内実施要綱第15条</p>	<p>(1) 賠償責任保険に加入していない。</p> <p>(2) 補償内容が不足している。</p>	<p>C</p> <p>B</p>
	<p>2 賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。</p>	<p>1 賠償すべき事故が発生した場合、速やかに行っているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第32条第4項</p>	<p>(1) 損害賠償を速やかに行っていない。</p> <p>(2) 対応が不十分である。</p>	<p>C</p> <p>B</p>

会 計 編

I	社会福祉法人会計の会計経理	1
II	共通（社会福祉法人とそれ以外の者）の会計経理	
1	運営費	
(1)	地域型保育給付費	1
(2)	補助金	1
(3)	関係書類等の整備保管等	1
2	利用者負担	
(1)	利用者負担額等の受領	
ア	利用者負担額等（実費徴収・上乗せ徴収）	1
イ	領収証の発行	2
(2)	保育提供証明書の交付	2
III	社会福祉法人以外の者の会計経理	
1	会計方法	
(1)	会計の区分	2
(2)	経理規程（経理規程を制定している者）	3
2	その他	3

〔凡例〕

以下の関係法令等を略称してつぎのように表記する。

No.	関係法令等	略称
1	平成26年10月練馬区条例第44号「練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例」	家庭的保育事業等基準条例
2	平成26年10月練馬区条例第45号「練馬区特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」	特定教育・保育施設等基準条例
3	平成25年10月18日25練教こ保第1820号「練馬区小規模保育事業実施要綱」	A・B型実施要綱
4	平成25年3月29日24練教こ保第3204号「練馬区小規模保育事業C型実施要綱」	C型実施要綱
5	平成27年3月25日26練教こ保第3265号「練馬区事業所内保育事業実施要綱」	事業所内保育事業実施要綱
6	平成27年4月1日27練教こ保第106号「練馬区地域型保育給付費支給要綱」	支給要綱
7	平成27年10月27日27練教こ保第1669号「練馬区保育士等キャリアアップ補助金交付要綱」	キャリアアップ補助要綱
8	平成27年10月30日27練教こ保第1740号「練馬区保育サービス推進事業補助金交付要綱」	保育サービス推進事業補助要綱
9	令和5年5月19日こ成保38「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
10	平成27年9月24日付27福保子保第691号「保育士等キャリアアップ補助金等に係る財務情報等公表要領」	財務情報等公表要領

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
I 社会福祉法人の会計経理					
	社会福祉法人が経営する施設等に係る会計経理については、社会福祉法人会計基準（平成28年3月31日厚生労働省令第79号）で定めるところに従い、会計処理を行わなければならない。【※】	※ 指導検査における観点、関係法令等および評価事項（評価）については、平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」に定めるところによる。			
II 共通（社会福祉法人とそれ以外の者）の会計経理					
1 運営費					
(1) 地域型保育給付費	特定地域型保育事業者（以下「事業者」という。）は、支給要綱および留意事項通知に従い、地域型保育給付費を適正に受給、支出等をしなければならない。	1 支給要綱および留意事項通知に従い、適正に申請、受給しているか。 2 基本部分、認定を受けている加算部分、調整部分等について、支給要綱および留意事項通知に定める基準、要件等を満たしているか。	(1) 支給要綱第8条、第11条 (2) 留意事項通知別紙6、別紙7、別紙8	(1) 申請または受給が適正に行われていない。 (2) 基準、要件等を満たしていない。	C C
(2) 補助金	事業者は、それぞれの補助金交付に係る要綱の規定に定めるところにより、対象となる事業の運営に要する経費の補助を受けることができる。	1 補助金の支給要件を満たしているか。 2 各補助要綱に定められた対象経費に充てているか。	(1) 保育サービス推進事業補助要綱 (2) キャリアアップ補助要綱 (3) 財務情報等公表要領 (4) 支給要綱	(1) 要件を満たしていない。 (1) 用途が適正でない。	B B
(3) 関係書類等の整備保管等	1 事業者は、事業の収支の状況を明らかにする帳簿その他の経理に係る書類を整備し、適正な会計管理および施設運営を実施しなければならない。 2 事業者は、これら書類を5年間保管しなければならない。	1 事業者は事業の収支の状況を明らかにする帳簿その他の会計に係る書類を整備し、適正な会計管理をしているか。（経理規程、予算関係書類、経理帳簿類、決算関係書類、証憑書類（契約書、請求書、領収証等） 2 当該年度終了後5年間保管しているか。	(1) 家庭的保育事業等基準条例第19条 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第49条第1項 (3) 支給要綱第12条 (4) A・B型実施要綱第18条第2項 (5) C型実施要綱第20条第2項 (6) 事業所内実施要綱第17条第2項	(1) 書類の整備または保管をしていない。 (2) 適正な会計管理をしていない。 (3) 書類の整備・保管、会計管理が不十分である。	C C B
2 利用者負担					
(1) 利用者負担額等の受領 ア 利用者負担額等（実費徴収・上乗せ徴収）	1 事業者は、特定地域型保育の提供に当たって保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、当該保育に要する費用と見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。（上乗せ徴収）	1 利用者負担の内容および徴収額は適切か。	(1) 特定教育・保育施設等基準条例第43条第3項、第4項	(1) 利用者負担の徴収内容が不適切である。 (2) 徴収額が著しく不適切である。 (3) 徴収額が不適切である。	C C B

項目	基本的考え方	観点	関係法令等	評価事項	評価
	<p>2 事業者は、つぎに掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。(実費徴収)</p> <p>(1) 日用品、文房具その他保育に必要な物品の購入費用 (2) 行事参加費用 (3) 通園に係る費用 (4) その他施設の利用に必要で保護者の負担が相当と認められるもの</p> <p>3 1 (上乗せ徴収) および2 (実費徴収) の費用の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の用途および額ならびに教育・保育給付認定保護者に当該費用の支払を求める理由について書面または当該書面に係る電磁的記録によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意(実費徴収の場合の同意は文書によることを要しない。)を得なければならない。</p> <p>この文書による同意については、あらかじめ教育・保育給付認定保護者の承諾があれば、当該文書による同意に代えて、電子情報処理組織(事業者の使用に係る電子計算機(コンピューター等)と保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線(インターネット等)で接続したものを)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)により得ることができる。この場合において、事業者は、当該文書による同意を得たものとみなす。</p>	<p>1 徴収に当たって、費用の用途、額、理由について書面または電磁的記録により明らかにしているか。</p> <p>2 教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書(実費徴収は文書によることを要しない。)または電磁的方法による同意を得た上で徴収しているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第43条第6項 (2) 特定教育・保育施設等基準条例第53条第1項、第6項</p>	<p>(1) 徴収に当たって、費用の用途、額、理由について書面等により明らかにしていない。 (1) 徴収に当たって説明や同意がない。</p>	<p>B B</p>
イ 領収証の発行	<p>事業者は、上記費用の支払を受けた場合、教育・保育給付認定保護者に対して領収証を発行しなければならない。ただし、口座引落しは通帳への記帳に、振込は振込時明細書に代えることができる。</p>	<p>1 現金受領の場合は、領収証を発行しているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第43条第5項</p>	<p>(1) 領収証を発行していない。</p>	B
(2) 保育提供証明書の交付	<p>事業者は、法定代理受領を行わない特定地域型保育事業に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した保育内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。</p>	<p>1 保育提供証明書を交付しているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第14条第2項</p>	<p>(1) 保育提供証明書を交付していない。</p>	B
Ⅲ 社会福祉法人以外の者の会計経理					
1 会計方法					
(1) 会計の区分	<p>事業者は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。</p>	<p>1 事業者は、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>(1) 特定教育・保育施設等基準条例第33条</p>	<p>(1) 適正な区分がされていない。</p>	C

項目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(2) 経理規程（経理規程を制定している者） 2 その他	経理規程に従い適正な会計処理を行う必要がある。	1 経理規程に従って会計処理が行われているか。（経理規程がない場合、どのようなルールに従って会計処理を行っているのか。） 1 その他、経理処理に関することで不適正な事項はないか。		(1) 経理規程に従って会計処理が行われていない。 (1) その他、経理処理に関して重大な問題がある。 (2) その他、経理処理に関して問題がある。	B C B